

令和2年第4回定例会

富良野市議会会議録

令和2年12月9日(水曜日)午前10時00分開議

◎議事日程(第3号)

日程第1 市政に関する一般質問

- | | |
|--------|---|
| 渋谷正文君 | 1. 新型コロナウイルス感染症対策について |
| 大西三奈子君 | 1. いじめの防止や不登校児童生徒への支援の取組の充実について |
| 宮田均君 | 1. 第5次定員適正化計画における職員の適正な配置について
2. 観光行政の推進について
3. 住民投票条例の制定について
4. ワイン事業の今後の運営について |
| 家入茂君 | 1. 文化芸術の取り組みについて
2. 森林環境教育における、SDGs(持続可能な社会の実現)について |

◎出席議員(17名)

議長	18番	黒岩岳雄君	副議長	13番	今利一君
	1番	宮田均君		2番	渋谷正文君
	3番	大西三奈子君		4番	松下寿美枝君
	5番	大栗民江君		6番	関野常勝君
	7番	石上孝雄君		8番	水間健太君
	9番	小林裕幸君		10番	家入茂君
				12番	佐藤秀靖君
	14番	宇治則幸君		15番	日里雅至君
	16番	天日公子君		17番	後藤英知夫君

◎欠席議員(1名)

11番 本間敏行君

◎説明員

市長	北猛俊君	副市長	石井隆君
総務部長	稲葉武則君	市民生活部長	山下俊明君
保健福祉部長	柿本敦史君	経済部長 兼ぶどう果樹研究所長	川上勝義君

建設水道部長 小野 豊 君

総務課長 今井 顕一 君

企画振興課長 関澤 博行 君

教育委員会教育部長 亀 淵 雅彦 君

財政課長 藤野 秀光 君

教育委員会教育長 近内 栄一 君

◎事務局出席職員

事務局長 清水 康博 君

書記 佐藤 知江 君

書記 大津 諭 君

書記 向山 孝行 君

午前10時00分 開議
(出席議員数17名)

開 議 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（黒岩岳雄君） 本日の会議録署名議員には、
佐藤秀靖君
大栗民江君
を御指名申し上げます。

日程第1 市政に関する一般質問

○議長（黒岩岳雄君） 日程第1、昨日に引き続き、市政に関する一般質問を行います。

それでは、ただいまより渋谷正文君の質問を行います。
2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） -登壇-

おはようございます。

さきの通告に従いまして、順次、質問いたします。

新型コロナウイルス感染症対策についての1点目、コロナウイルスの感染防止対策を踏まえた高齢者の健康維持に向けた取り組みについてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大も懸念される中、冬の到来を迎え、外出を避けて自宅で過ごす時間をふやすことは、感染症の予防にはなるものの、高齢者の場合は、心身機能の低下により、感染症以外の原因で体の状態が悪くなるのが危惧されます。感染予防に気を配りつつ体を動かすことを意識するのは、高齢者の健康維持の重要なポイントとなります。新型コロナウイルスの感染に十分注意しながら体力の維持に取り組まれている様子を伺い、自立した取り組みの大切さと励まし合いながら住民主体の取り組みを継続していくことが大事であります。また、感染状況によっては、高齢者が通いの場への参加を控えることも想定されることから、参加の呼びかけや必要なサービスにつなぐなど、適切な支援を行うことが必要と考えます。

このことを踏まえて、四つの点をお伺いします。

一つ目に、新型コロナウイルスの影響の中で、外出機会の減少による影響が大きいことから、自宅などでの運動や機能低下の状況について、ヒアリングやアンケートなどを通じて実態を調査することが、今後の対策を行う上でも重要であります。

市の認識を伺います。

二つ目に、新型コロナウイルス感染拡大により、地域の実情に応じた住民等の多様な主体の参画や多様なサービスの充実、地域の支え合いの体制づくりなどの通いの場の取り組みが難しくなっています。段階的な活動の再開については、地域の活動団体等の意見を十分に伺いながら、専門的な知見を参考に感染防止に努め、進めていくことが大事であると考えます。

市の認識を伺います。

三つ目に、段階的な活動の再開の際には、感染防止対策に必要な物品等の購入経費についても市は全面的に支援し、安心して活動できるように支援することが必要と考えますが、基本的な考え方を伺います。

四つ目に、高齢者が居宅においても健康を維持できるよう、多様な手段による情報提供をするとともに、必要に応じ心身の状況や生活の実態などを訪問等により把握することが必要と考えますが、今後の対応策について伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についての2点目、コロナ禍における自殺予防対策の強化についてお伺いします。

新型コロナウイルスの感染拡大が深刻な影響を与える中、警察庁の全国統計で、自殺者は、ことし7月以降、4カ月連続でふえています。昨年10月単月と比較すると、男性が21.3%ふえて1,302人、女性が82.6%ふえて851人となっていて、特に女性の自殺者が大幅にふえています。また、厚生労働省のデータによりますと、小学生から高校生までの8月の自殺者数は59人と前年の28人から倍増し、みずから命を絶つ子供がふえてきていることも浮き彫りとなってきています。

富良野市自殺対策計画では、誰も自殺に追い込まれることのない富良野市の実現を目指し、富良野市の自殺の特性と背景にある主な自殺の経路から、勤務・経営者、高齢者、生活困窮者への支援を重点的に取り組むべき施策として、五つの基本施策と三つの重点施策を講じていくとありますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、今後の生活について不安を感じておられる方に対して、先回りをした対応をする必要があると考えるところです。

このことを踏まえ、三つの点をお伺いします。

一つ目に、コロナ禍によりメンタル不調を訴え、市民から医療機関などへ行った相談状況はどのように把握されているのか、また、対策は行っているのか。

二つ目に、市民に対して不確かな情報による人権侵害の発生を防ぐため、新型コロナウイルス感染症に関する知識や情報は関係行政機関等から入手し、正しい情報に基づいた判断、行動を心がけることを啓発し続けていくことが大事であると考えます。

これまでの取り組み状況と今後の取り組みをお伺いし

ます。

三つ目に、市の自殺対策計画では、自殺につながるサインに周囲が気づき、支援の手を差し伸べるゲートキーパー養成を掲げています。ゲートキーパー養成研修等を通じて、広く市民や関係機関、市職員の協力やかかわりが大切と考えますが、市として今後どのように取り組みを進めるのか、見解を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についての3点目、感染症BCP、業務継続計画の策定状況についてお伺いします。

現状、自治体には感染症BCPの策定義務がなく、急務に感じながらも策定できていない自治体が多い中、令和2年第1回定例会の私の一般質問において、感染症BCP、業務継続計画は、内部で協議をして策定に向けて対応したいとの答弁がありました。

新型コロナウイルスに限らず、パンデミックは、今後、何度も起こり得るリスクとなります。新型コロナウイルス感染症等による職員の出勤困難者が発生し、市の業務継続が困難となる場合に備え、限られた人員で感染拡大を防止し、市民の生命と健康を守り、行政機能の継続性を確保することを目的として、感染症BCP、業務継続計画策定の必要性を認識されていることと思います。

このことを踏まえ、二つの点をお伺いします。

一つ目に、冬の感染症の流行期に備えなければなりません。計画策定の進捗状況と、今後の取り組みについてお伺いします。

二つ目に、感染症BCPにおいて住民の安全確保、生活及び経済活動の基本的部分に必要なシステム、インフラを優先して構築するためには、ICT、情報通信技術などのデジタル技術を活用したICT部門の業務継続計画との整合性を図ることが求められると思います。

市の基本的な考え方を伺いまして、以上、第1回目の質問といたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

おはようございます。

渋谷議員の御質問にお答えします。

1件目の新型コロナウイルス感染症対策についての1点目、コロナウイルスの感染症対策を踏まえた高齢者の健康維持に向けた取り組みについてであります。ふれあいサロンの休止など、外出の機会が減ることによる運動能力の低下は、高齢者の健康維持において重要な課題であると認識しております。そのため、ふれあいサロンのスタッフによる高齢者宅への訪問や、特に機能低下が懸念される高齢者の場合は生活支援コーディネーターも同伴して訪問するなど実態把握に努めており、支援が必要な方に対しては介護予防サークルへの参加の勧奨を行

っております。

次に、地域の通いの場としてのふれあいサロンの再開に向けては、サロンスタッフ等を対象とした研修会を開催し、留意点や消毒方法などについて周知した上で、地域で十分に話し合ってから再開について決めていただくようお願いをいたしております。

次に、感染防止対策に必要な物品経費に係る支援につきましては、当初、消毒用アルコールなどが入手しにくい状況であったため、消毒用アルコールと非接触型温度測定器を市で準備し、各地域に提供いたしました。現在、消毒用アルコールは市販のものが購入可能となっていることもあり、交付金の中での準備をお願いしております。

次に、高齢者の健康維持の支援につきましては、自宅においても身体機能の維持に取り組むことの重要性や室内でもできる運動メニューなど、広報紙やホームページを活用して情報提供に努めております。また、心身の状態や生活実態の把握は、地区民生委員、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員が訪問や電話で確認を行っているところであり、今後もこれらの取り組みを引き続き行ってまいります。

2点目のコロナ禍における自殺予防対策の強化についてであります。心の悩みに関する相談は、富良野保健所が、毎月2回、相談窓口を開設しているほか、随時、電話や来所による相談にも対応しております。また、本市保健医療課においても、新型コロナウイルス感染症に関する一般相談を受けておりますが、これまで保健所、本市への相談では新型コロナウイルス感染に起因するメンタル不調の相談はありません。

次に、市民に対する不確かな情報による人権侵害の発生を防ぐための取り組みについてであります。4月に市内で新型コロナウイルス感染が確認された際には、感染者や濃厚接触者、その関係者や関係機関などに対する差別、偏見などの不当な扱いがなされないように、市民に対し、正しい情報収集と適切な行動について、チラシの全戸配布やホームページなどで啓発してまいりました。

今後も、行政機関等の正しい情報に基づいた冷静な行動を心がけることを市民に周知してまいります。

次に、自殺対策に関するゲートキーパー養成研修などにつきましては、本市における自殺対策では、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人の自殺のサインに気づくことが重要であるため、富良野市自殺対策計画の重点施策として、自殺予防研修会やゲートキーパー養成研修を毎年開催することとしており、市民、民生委員・児童委員、福祉関係職員、市職員などの多くの方がゲートキーパーの基礎を学び、自殺対策を支える人材の育成に努めております。

本年3月に開催を予定しておりましたゲートキーパー養成研修は、新型コロナウイルス感染症の拡大により開

催中止といたしました。今後も新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、各種研修会等の開催や研修会にかかわる啓発方法を検討し、市民の自殺予防に努めてまいります。

3点目の感染症BCP、業務継続計画の策定状況についてであります。本市の新型コロナウイルス感染症に関する業務継続計画は、自然災害などの被害とは異なり、市民生活や社会経済への影響が長期間にわたり、感染拡大による人的資源への影響が課題であることから、富良野市業務継続計画新型コロナウイルス等感染症編として新たに策定作業を進めており、計画の概要、業務継続体制の考え方、市の業務体制の基本的考え方など、8月に開催の富良野市新型コロナウイルス対策会議において整理したところであります。

現在、各課における業務優先度などを整理しているところであります。課や係単位での感染症によるリスクも踏まえ、業務継続体制や応援体制の構築作業を進めております。業務の継続に必要な職員の感染防止対策として、全ての職員に日常における手洗い、消毒、密の回避、マスクの着用、業務前の検温の徹底と職場内の飛沫防止対策を継続して実践しておりますが、さきの市議会臨時会で議決をいただいた体表面温度検知器を早急に設置し、施設を利用される方の御協力をいただきながら、各施設における感染防止対策を推進してまいります。

また、庁内におけるテレワーク環境の構築を視野に、地方公共団体情報システム機構、J-LISが行う自治体テレワーク推進実証実験事業に採択されましたので、今後、試行を行いながら課題の洗い出しと運用方針などの検討を進めてまいります。

次に、ICT部門の業務継続計画との整合性につきましては、直下型地震や庁舎1階部分の水没などを被害想定として昨年6月に富良野市ICT部門の業務継続計画を策定しておりますが、感染症拡大時においては、自然災害発生時における機器の損傷や電源喪失などによる業務の停滞とは異なり、人的要因によるものが大きいこともあり、庁内全体の感染症に関する業務継続計画で対応することとしております。

なお、感染症拡大時においては、市民の感染防止対策と市民サービスの提供を同時に行うことが必要となりますので、市民が市庁舎以外などにおいてICT機器などを活用しサービスが受けられる環境の整備が必要と考えておりますので、スマートシティ戦略とあわせ、さらに検討してまいります。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 再質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） 順次、質問してまいります。

まず、コロナウイルスの感染防止対策を踏まえた高齢

者の健康維持に向けた取り組みについてでございます。

最初のヒアリングやアンケートなどを実施しというところでは、特段、情報収集に向けた動きはされないということというふうにお聞きしましたが、私が思うに、市民に関心を持ってもらう、振り向いてもらうためには、身近な裏づけ、エビデンスを持って、こういう健康づくりをしたらいいよというのを感じながら進めていく必要があるのではないかとということで御質問させていただきました。

こういうデータを用いて情報を発信して、高齢者の健康づくりに励んでいただきたいということをお考えになるべきではないかということを私は申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

高齢者に対するヒアリングやアンケート調査のことでございますが、私どもは、いま市長が答弁させていただきましたように、例えば、地区民生委員やケアマネジャー、うちの包括支援センターの職員が訪問、訪問できない場合は電話にて、対面しながら、電話しながらヒアリングをさせていただいているところでございます。そういうことをして高齢者の方の状態は確認させていただいています。

ただし、アンケートやヒアリングという統一様式でやっているわけではなくて、統計的な分析もしているわけではございませんので、いま、渋谷議員から御意見をいただいたことは参考にさせていただきますが、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） 個別にそれぞれの方と向き合ってお話するというところは、とても大切なことだと思います。それゆえに、そうした情報を積み上げて傾向をつかむということは、その後の進みにおいてとても重要なことだと思いますので、そうした検討をより加えていただきたいというふうに思っております。

次に、2点目ですけれども、通いの場のところでございます。こうしたところは、サロンスタッフと研修会等を行いながら、再開に向けて努力していくというような御答弁だったというふうに思っております。

その中で、1点、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、私は、こうしたところは専門的な知見を入れてということに少しフォーカスしております。重要視しております。特に、我々はスマートウェルネスシティに加盟しているまちでございますので、こうした協会の情報について、あるいは知見について、参考にされ

進めていくということが最初のほうではあったかと思うのですが、その後、長期化するところではなかなか見えづらいというのが私の感じているところなのです。

SWC、スマートウェルネスシティの知見を上手に生かして、この後の健康づくりの取り組みを進めることの方針についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

議員より御質問のありましたSWC、スマートウェルネスシティの首長の協議会のほうでは、いま、全国会議というの是一堂に会してということがなかなかできなくなってございますが、年数回、ズーム等のオンラインによって全国会議とかをして意見交換、情報提供をしていただいています。もちろん、その中には非常に参考になる知見等がございますので、今後、高齢者、市民の健康づくりに対しては非常に役立つ知見をいただいておりますので、活用していきたいと思っております。

それと、少しの動きではございますが、高齢者向けの自宅でできる運動というものをホームページ、広報のチラシ等で御紹介させていただいています。それも、SWCを主催しております筑波大学の先生の監修でそういう体操とかを御紹介させていただいているところでございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） 筑波大の先生からの知見もいただいた体操ですか、そうしたのもホームページ等にアップしているんですけども、市民にとってはなかなか見えづらいものかなというふうに思っております。こうしたものをもっと見えやすくするような効果的な方法について、検討を加えてはどうかというふうに思います。

もう一段進めたことをできるように、何か、お考えのほうがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 渋谷議員の御質問にお答えします。

いま御質問いただいたのは、自宅など、高齢者の方が御自分で健康、機能回復等を促進していくようなさらなる手段というお話でございます。

なかなか難しいことだというふうには考えてございますが、やはり、こちらとしては、そういう情報を周知する機会を探すとか、そういう機会をふやしていくことがまず必要だと思いますし、より皆さんが取り組みやすいという意味では、高齢者ということもござい

ますが、例えば動画をアップロードしてみるとか、いろいろ小さなことから進めていきたいというふうには考えてございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） 進めることがなかなか難しいのだという御答弁をいただいたのですが、いまお話をさせていただいておりますSWC、スマートウェルネスシティの協議会のお話になりますが、その中で、動画等による啓発を進めるのが難しいのであれば、例えば、テレビでラジオ体操だとか、日ごろ、テレビで毎日行っていますよね。こうしたものを上手に活用して、皆さん、同じ時間に同じような運動体験をして健康づくりに励ましましょうというような方法も一つあるかと思っております。こうした身近にあるものを上手に活用した健康づくりという視点をもっと少し強く意識されてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 渋谷議員の再質問にお答えします。

貴重な御意見を頂戴いたしましたと思っておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） では、次に移ります。

段階的な活動の再開ですが、市の感染予防対策の物品等の購入について、交付金の中で準備をお願いしたいという答弁だったと思っておりますけれども、これについて、もう少し詳しく御説明していただければなというふうに思います。どういうお金の流れがあって、今回はどういうことで使ってほしいというようなところを御説明いただければと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 渋谷議員の再質問にお答えします。

サロン等の活動に関する交付金に関してでございます。

最初、市長からも御答弁させていただきましたが、当初、再開するときに、やはり、消毒用アルコールをかうにも、私どもも含めてなかなか入手しづらい状況があったということで、市のほうで大量に確保した際に、小分けをして各地域のサロンのほうにお配りしたという経緯がございます。それと、やはりちょっと費用がかかるので、臨時的な経費として非接触型の体温計まで準備するのは大変だということで、こちらで準備させていただきました。

交付金のほうは、正式名称が地域介護予防活動支援事

業交付金というのを交付させていただいておまして、その中で、日々の消耗品等とかも買っていただいています。いま、継続してアルコールとかを使っているところは、経費的にそんなに大量に使っているわけではなく、その経費内で賄っていただいている、入手して運営していただいているということです。

今後、これからまた状況が変わって、そういう経費が非常に足りなくなるというようなことがあれば、市のほうで準備するなり、その交付金を追加するなりというのは当然考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） 具体的に住民主体の通いの場というのは、ふれあいサロンですとか、ふまねっともそうしたところになるかと思っておりますけれども、特にふれあいサロンについては、全ての地域で活動を再開したわけではないというふうに私は認識しておりますので、活動を再開するにおいては、答弁いただきました予算と交付金の上手な活用、さらには、不足する場合の対応については御検討いただけるというような答弁をいただいておりますので、そうしたところを考えて取り組んでいただきたいと思っております。

四つ目に移ります。

高齢者が居宅において、健康を維持できるようなところは、私が思うに、孤立を防ぐ、孤独を防ぐことだというふうに思っております。答弁の中では、民生委員ですとかいろいろな方々が訪問したり電話したりして対応することによって、現在、そうしたことのないように努めていますということでありました。きのうも大栗議員がSNSを使ったやり方があるというふうに提案もありましたけれども、私も、実は、今後、健康のまちとして取り組むに当たっては、オンラインを上手に活用したもの、先ほどちらっと出ましたけれども、そうした状況をつくっていくために、オンラインの可能性、先を見据えた可能性の検討について着手すべきではないかというふうに思っております。

いまいる60代の方々は、デジタルについては抵抗感なく使える方が非常にふえてきています。こうした方々が、5年先、10年先にはいわゆる高齢者として、いま現在、議論されている健康維持に向けた取り組みについてしっかりとやっていただくことになろうかと思っております。ですので、いま、既にそうした種まきをしていくことが大切ではないかなというふうに考えておりますが、私の考え方について見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 渋谷議員の再質問にお

答えいたします。

今後、健康づくり、高齢者の健康づくり、孤立を防ぐという意味でSNS等の活用はという御質問だと思います。

このことに関しては、今後、そういうふうな検討を進めていかなければならない非常に重要な課題だというふうに認識してございます。きのうも総務部長から答弁がございましたけれども、今後、例えば、LINE等のアカウントを市として取得していろいろな住民サービスにつなげていくことを全庁的に検討していく予定になると考えてございます。そうしますと、当然、高齢者の関係も、そのようないろいろな手法が広がっていくというふうに考えてございます。あとは、住民、市民全体の健康づくりという形のほうでも活用していけるようなことがあると思っておりますので、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） ちょっと私の言葉が足りないところもあったようですけれども、SNSも必要かと思いますが、オンラインというのは、例えば、ズームによって各地域がつながり、自分のタブレットだとかパソコン上とか、居宅、家にいながら活動ができるというようなことで、可能性としてそういうこともこれから先んじて行っていくべきではないかということで私は話させていただいたのですけれども、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

いま、オンラインでのそういうコミュニケーションといった御質問がございました。

確かに、現在、構想として、事業としてそういうことを早急に進めているかと言われると、まだそこまでは着手していない状況でございます。ですが、今後、例えば、医療関係でのオンライン診療ということも、これから日本全体で、特に地方の過疎の部分において進めていかなければならないという全国共通の課題がある中で、いま、おっしゃられたようなことも、当然、今後進めていかなければならない事業だというふうに認識しておりますので、いつから開始できるかというところはいまの段階ではお話しできませんが、今後、そのような形を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） デジタルと健康は我がまちの推進項目だというふうに思っておりますので、ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

では、次に移ります。

コロナ禍における自殺予防対策の強化についてであります。

1点目でございますが、相談状況を含めて、コロナ禍によるメンタル不調とか、そうした状況については見当たらない、起因するものはないのだという御答弁でした。確かに、国もいろいろと調査している中では、起因しているものについては確かなものはないというふうには言っております。しかし、その後、後段では、不安感を感じている部分は非常にあるのではないかとということもつかまえているというのが事実であります。

です、起因するものはないとは言っておりますが、そうした不安感を先に感じ取っていくことが私は大切ではないかなというふうに思っておりますが、その考え方について見解を伺います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

先ほど市長より答弁させていただいた内容は、保健所の相談、また、本市での保健医療課での相談に限ってはそのようなケースはなかったということをお話したままで、市民全体が一切不安を抱いていないということをお話したわけではございません。当然、いま、いろいろ生活困窮されている方もいらっしゃいますので、そのようなことで不安に思っている方、心のメンタルの関係でそのような影響がある方は、何人というふうにはなかなかつかまえられませんけれども、潜在的にはいらっしゃるのだらうというふうには考えてございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） そうした方々、不安に思われる方々がいらっしゃるというつかまえについては、共有されている考えだなというふうに思っております。そうなりますと、やはり、正しい情報の発信や周知というのが自殺予防対策においては必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

実は、市の役割として、こうした情報の発信と周知というのは一つ役割になるかと思えます。SNSもそうなのですが、ホームページですとか既存の媒体における情報の発信というところでは、広報においては3月号でしたか、こちらにおいて掲載されておりますけれども、それを逃してしまうと、どこでどういうふうにとらえたいのだらうかというようなところがあって、ホームページとかをいろいろ見ましてもなかなかそうし

た発信についてはないなというふうに思っております。

また、心の健康相談の情報についても、市はホームページで公表されているのですけれども、どうも保健所の情報がちょっと古いので、正しい情報を伝え切れているかということ、私はそうではないというふうに思っておりますので、こうしたところの見直しも含めて、情報の発信の仕方の再構築を考えられてはどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

本市としての情報発信、特にホームページのほうの発信が足りない、載っている部分も若干情報が古いのではないかとのお話でございます。

その御意見に関しましては、それを踏まえまして改善に努めてまいりますというふうに思います。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） 周知のあり方ですけれども、昨日の大栗議員の質問の中で一覧にされるというようなことが示されておりますので、さらに、その示し方については私からも提案したいところがあります。例えば、図書館において自殺予防に関する図書を紹介だとか、あるいは、子育てガイドブックの中にそうした記載をするなど、横の連携を上手に使った情報展開というのできるのではないかなというふうに思っております。

こうしたところについて、もっと取り組んでいただきたいというふうなことで、いま質問させていただいておりますが、いかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

いまの御意見も踏まえまして、また、他市はどのような周知の仕方をしているかというのも非常に参考になると思えますので、そこら辺も勉強しながら、効果的な、皆さんに使っていただけるような周知を考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） さらにもう一つ、私は、市の役割として考えられると思うのは、自殺予防に取り組むまちの気運を醸成することだというふうに思っております。こうしたところは市の役割だというふうに考えますと、私は、命を守るということを強くメッセージとして

掲げることが大切ではないかなと。市として、そうしたメッセージに基づいてこれからの活動をしっかりとやっていくということの大切さを求めたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

市としてのメッセージということでございますが、やはり、現状は、本市といたしましても、自殺対策の集中月間ということで、3月に広報での周知やゲートキーパー等の養成研修などを行ってございます。やはり、皆様に周知してわかっていただく、命の大切さということになりますと、ほかの施策でもありますように、集中したところでやるというのもインパクトがあるところでございますので、先ほど御指摘があったように、ホームページで年間を通していつも見られるようにする施策と、そういう集中月間においてインパクトを持たせてやっていくということ、この両方を使い分けながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） いまの答弁の中で、もう一点、大事なところは、私は、支援の手を差し伸べる方々、ゲートキーパーのような方をもっともっとたくさんふやしていくこと、それが、いわゆる地に足のついた、その地域で自殺を起こさない、守るところを醸成できるようなことにつながるというふうに思っております。

ゲートキーパーについては研修会を行うということですが、研修会を行って終わりではないと思います。フォローアップですとか、その後のスキルアップを図っていくというようなところも積み上げていくことで、より命を守るという気運を高めていく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

ゲートキーパー養成等、市民ベースで支え合って自殺を踏みとどまるような土壌づくりというふうな質問かと思いますが、当然、そのような形で進めなければならぬというふうに認識しておりますので、ゲートキーパー研修、自殺予防の啓発研修等を重ねてまいりたい、そして、先ほどの御質問にありましたように、その内容も工夫してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） 地域の努力によって自殺を防げるところがあるかと思えます。悲しい思いをする人が出ないように、引き続き、取り組みをしていただきたいというふうに思っております。

次に、感染症BCP、業務継続計画の策定状況についてのほうに進みたいと思います。

答弁を聞きますと、8月ぐらいに整備をされて、いま、各課におろしていろいろと精査をしているというところでありますけれども、この話を聞きますと、なかなか進みが遅いのではないかなと思っております。

なぜ、こうした進みが遅くなっているのかというところの原因について、どのように捉えているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 渋谷議員の再質問にお答えします。

先ほど市長のほうから答弁させていただきましたけれども、感染症に関するBCPの関係でございますが、先ほどありましたように、市の基本的なフレームと申しますか、枠組み自体は8月の段階で対策会議の中で整理をさせていただいております。そうすると、8割、9割近くの部分はほぼ完成しているというふうに私は思っています。

ただ、その後の実際の業務の関係でありますけれども、いま、私どもとしては、業務を4分類に分離しようと考えてございます。一つは、感染症に伴って新たに発生する業務というのを最優先にしなければならないこと、それと、継続していかなければならないということ、あわせて、感染症に伴いまして縮小する業務、また、休止する業務というものを分離しよう。業務分離自体は、いままでの災害BCP等も含めまして優先順位を考えられることがあるのですが、対応する職員の考え方でいきますと、最近の制度改正、またはシステム改修も含めて、ある職員がもし罹患した場合、その課、係単位でそうなるだろうと想定しますと、急に誰もが対応してすぐにフォローアップできるかという非常に厳しいというのが正直あります。そのために、職員の前職といえますか、人事異動前の部分も考慮しながら、ある程度組み合わせをしながら対応していかなければならないというところがございますので、いま、その部分も含めて整理をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） いま、8割、9割の精度でつくられているということでありますけれども、その後にお

ける各課の整備状況については差異があるというふうに捉えさせていただきました。現在も、新型コロナウイルスの感染拡大に対しては、非常に危ないというか、どう転がるか、本当にわからない状況に我々はいるのかと思います。

その上で、こうした市民に対する仕事として向き合っている皆様方において業務をとめるというのは、基本的にそうはならないというふうに思っています。そうならないための事前の準備として、こうした業務継続計画、BCPというのがあろう、そのように考えております。正直、いまはまだ出ているわけですが、いつごろぐらいまでにそうしたものがしっかりとできてくるのかということで、私は、一方では、ある程度でき上がったときにそれなりに仮運用して、そして、いろいろ出てきたときにアップデートをかけていくというようなやり方をとられてはどうかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 渋谷議員の再々質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、私たちも、ほかのまちの部分を参考にといいますか、そうした状況に鑑みると、私どものほうもどんなようなことがあるかどうかというのは、日々、不安に感じているというのが実態でございます。

ただ、先ほどおっしゃいましたBCP、転ばぬ先のつえみたいな形だと思いますが、まず、いまのところ、職員に徹底しているのは、BCPもそうですけれども、日々の予防の徹底も含めてさせていただいています。それとあわせて先ほどのBCPを策定させていただいているところでもありますけれども、私どもとしては、100%完璧なものをつくるということは現段階では不可能だと思いますし、また、状況的にも、その都度、その都度、新しい情報が入ってくるということでもありますので、策定した後も、日々、状況を見ながら見直しをしなければならぬというふうに考えてございます。

そのために、先ほどおっしゃいましたように、見直しといいますか、業務の整理を含めて早急に対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） ぜひともお願いしたいと思います。

次に、感染症BCPの中でのICTのあり方についてでありますけれども、これは、実は、ICTを使うのは、機械だけではなくて、マンパワーの部分がとても重要に

なってくると思います。実は、保守だとか点検もそうですけれども、何かシステム上の不都合があったときに、いわゆる人員が少ないときには、その機械はその人でないとわからないというようなことがないような体制づくりというのが、私は求められるのではないかなというふうに思っております。

いろいろなことが想定されるのですけれども、その機械に対して使う方が一人に対応している場面があると、周りの人がどうやって使うかわからないというようなことも想定されるので、そうした機器、システムを使うマニュアル整備というものがより必要ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 渋谷議員の御質問にお答えします。

先ほども答弁させていただいたところでありますけれども、現在のICTの部分のBCPにつきましては、災害に対応している、災害用のBCPということでありますので、いまお話いただきましたように、人的なことよりも機器の部分に対するBCPが主でございます。

先ほどの答弁にもありましたように、感染症に対しましては人的な被害という部分が非常に大きいかというふうに思っております。現在、私どものほうでは、スマートシティの担当者のほうが担当しているところでございますが、その者の危機管理も含めて常に行っていますが、職員もそうですけれども、委託の部分もございしますので、それも含めて対応がとれるように体制を整備させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） 私が質問しようと思った委託の話を先にされたので、本当に、委託先のシステムをさわる方々についても、事情によって急に来られないのだというようなことも想定されます。システムが動かないときに、担当者が来なくて動かないというようなこともあり得るということを想定したマニュアル整備というのが必要かなというふうに思っております。

こうした関係についても、定期的に訓練などを行って、少しでも対応できるような体制をつくっておくことが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 委託先の関係だと思っておりますけれども、市内業者もございまして、札幌、または違うところもございまして、その部分で、この間、特に札幌でございますけれども、何かあったときの場合につきま

しては、札幌が拡大期を迎えているときには富良野に来られないということになってございます。ただ、最近につきましては、結構、リモートによって改善するという部分がございますので、そういう部分に合わせて、富良野に来なくても保守、修繕ができるとか、システム更新ができるという部分がかかりふえてきてございますので、その部分の対応を、いわゆるクラウドがだんだんふえてきているんだと思いますけれども、そういう部分はこれからはだんだんふえてくるのだろうなというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、渋谷正文君の質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時03分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、大西三奈子君の質問を行います。

3番大西三奈子君。

○3番（大西三奈子君） -登壇-

通告に従いまして、質問してまいります。

いじめの防止や不登校児童生徒への支援の取り組みの充実について、3点伺います。

本年6月に、文部科学省より、いじめ・不登校・児童虐待への対応策の充実について通知がありました。そこには、新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業では、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれることを背景に、いじめや虐待等の課題に効果的に対応し、不登校を含め、個々の児童生徒の状況に応じた適切な支援を行える学校環境の整備をするための今後の方向性について示されています。

本市においても、本年2月より、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休業や休業の延長、緊急事態宣言など、子供たちが置かれている家庭環境の変化や人間関係の変化、コロナ禍への不安が解消されないまま6月に学校が再開されました。

再開後は、新しい生活様式、カリキュラムの変更、過密なスケジュールなど、子供たちの心身に大きなストレスを与え、その影響はまだ続くと思われまます。市民か

ら寄せられる声には、子供たちの学校への行き渋りや、チック症状が出ている、夜に泣くことがある、実際に学校に行けなくなった、また、子供たちからの声として、集中できなくなった、夜に目が覚めるなど聞かれ、心身の影響が増加傾向にあると感じ、全国の事例にある多彩なストレス症状も例外ではないことから、質問に立たせていただきました。

初めに、いじめアンケートの実施とその後の取り組みの充実について伺います。

文部科学省の調査によると、全国の国公立の小・中・高校、特別支援学校が、2019年度に認知したいじめ件数は過去最高の61万2,496件で、道内も2万4,041件と過去最多を更新しています。同省は、学校が初期段階での把握に努めた結果と見るが、心身や財産に深刻な被害を受ける重大事態も20.1%増の723件と、最多だったことも報告されています。いじめ防止対策推進法が2013年に施行され、本人が心身の苦痛を感じたものをいじめとして認知し、深刻化を防ぐように指導していることから、全国の認知件数が6年連続で増加している状況にあるようです。

そこで、本市のいじめアンケート調査結果の状況についてお知らせください。

また、新たに項目追加された内容も含めて、調査結果に対する認識について伺います。

また、アンケート調査に要する時間などは、児童生徒の力量に配慮した取り組みがなされているか、いじめ相談について、子供たちの相談しやすい手法はどのように取り入れられているのか、伺います。

2点目に、不登校対策の強化に向けた取り組みについて伺います。

コロナ禍において、不登校数の増加が見られる中、児童生徒個々に合わせたよりきめ細かな支援の強化が重要と考えます。適応指導教室の現状と今後の方向性について伺います。

また、GIGAスクール構想による学校教育のICT化が進む中で、不登校児童生徒の学習環境の確保と学校とのつながりを目的に、ICT端末の学校外での使用を可能とする考えについて伺います。

導入に当たっては、教材の提供や学習成果の評価も可能になると考えられることから、出席扱いや成績への反映など、制度の活用促進に対する見解も伺います。

3点目に、教職員の資質向上や学校体制の充実など、組織的取り組みについて伺います。

いじめや不登校、自殺の予防や児童虐待、中1ギャップ、高1クライシスの未然防止の取り組みを進めるため、児童生徒の悩みに共感しながら相談に応じることができる教職員の資質、能力の向上と学校体制の充実に向けた取り組みについて見解を伺います。

最後に、いじめや不登校児童生徒への対応は、早期発見と、早期の段階から組織的かつ継続的な支援を強化すべきで、保護者や教職員と協力をして解決を図るための専門職を配置することが重要です。本市の見解について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

○教育委員会教育長（近内栄一君） 一登壇-

大西議員の御質問にお答えいたします。

1件目のいじめ防止や不登校児童生徒への支援の取り組みの充実についての1点目、いじめアンケートの実施とその後の取り組みの充実についてであります。本市のいじめの問題に係る調査結果では、嫌な思いをしたことがあると回答した児童生徒は、令和元年度155名、うち、小学生148名、中学生7名、令和2年度126名、うち、小学生114名、中学生12名となっており、減少している状況にあります。

学校においては、アンケートにかかわらず、いじめを認知した段階で直ちに学級指導、教育相談を行うとともに、保護者への報告を行い、解決へ向け対応するとともに、教育委員会としても、学校に対し、児童生徒への対応状況及び学校としての取り組み体制などについて確認を行い、適宜、指導・助言を行っております。

次に、アンケート調査に要する時間など、児童生徒の力量への配慮についてであります。アンケートは選択項目、自由記述を含めて5分程度で終わられる内容になっており、児童生徒の発達の段階に応じて要する時間に差はありますが、朝や帰りの学級活動などを利用し、十分時間を確保して実施しております。

次に、いじめの相談について、子供たちの相談しやすい手法についてであります。複数の教職員による対応や必要に応じてスクールカウンセラーの同席など、児童生徒、保護者へ配慮するとともに、児童生徒、保護者との定期的な教育相談の実施、さらに、日ごろから児童生徒の日常生活や問題行動を記録し、子供たちのささいな変化を見逃さないように努めるとともに、いじめの起こらない学校や学級の環境づくりを目指し、児童生徒にとって安心できる居場所であるよう取り組んでいるところであります。

2点目の不登校対策の強化に向けた取り組みについての適応指導教室の現状と今後の方向性についてであります。本市においては、不登校児童生徒が社会的な自立や学校復帰に向けて歩み出せる場所として適応指導教室まいくらすを設置し、児童生徒の不登校のきっかけや長期化する原因に応じて、個々に適した環境づくりを支援しているところであります。

学習活動については、当該児童生徒の学習の理解の程

度を踏まえた学習プログラムとしており、児童生徒一人一人の状況に応じて徐々に学校生活への適応を図っていけるよう工夫しております。また、学校は、毎月の適応指導教室からの報告書をもとに、保護者と学習状況の確認、共有を行い、学習内容や学習時間を踏まえ、学校長の判断で指導要録上の出席扱いとしております。

適応指導教室の運営に当たっては、保護者の方から、さらに児童生徒の実情に合わせた運用への要望もことから、開室時間の変更などにより柔軟な運営を行うとともに、今後、児童生徒への1人1台の端末配置を行うことから、各学校においてICTを活用した学習支援、対面指導などにより、出席や学習状況の把握、学習の評価の工夫などを進め、多様な教育の確保に努めてまいります。

3点目の教職員の資質向上や学校体制の充実など、組織的取り組みの充実に向けての教職員の資質、能力の向上についてであります。教職員には児童生徒に対する各教科の指導力はもとより、学級経営や生活指導などに適切な対応ができる資質、能力も重要であります。初任段階での教員研修を初め、教職経験に応じた研修、生徒指導、教育相談といった専門的な研修、管理職や生徒指導主事を対象とする研修などに取り組んでいるところであります。

特に、不登校に関しては、児童生徒に対する理解、関連する分野の基礎的な知識の習得が重要であるとともに、カウンセリングなどの専門的な能力の育成を図ることが大切であることから、スクールカウンセラーなどと連携した研修も重要であると考えております。

次に、早期発見、早期取り組みとして、児童生徒の問題に対し、保護者や教職員と協力して解決を図る専門職の配置の考えについてであります。不登校児童生徒への対応は、担任教諭だけではなく、養護教諭や学年主任、管理職などとの連携により、学校が組織的に対応、支援し、教育相談や定期的な家庭訪問により相談体制を整えているところであります。

また、児童生徒の状況に応じ、スクールカウンセラーによる心のケアなどもあわせて行い、保健室など別室への登校や、登校へのステップとして適応指導教室まいくらすの活用など、各児童生徒の状況に適した対応に努めているところであります。

現状においては、常駐でのスクールカウンセラーなどの配置は困難であります。現在、子育て支援、教育についての包括的な支援の仕組みづくりを考えており、児童生徒、保護者などの各種相談に対応できる体制についても検討してまいります。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 再質問ございますか。

3番大西三奈子君。

○3番（大西三奈子君） 順次、再質問させていただきたいと思います。

いま、最初にアンケート調査の結果についてお知らせいただきました。数が減少傾向にあるということは、本市の取り組みとして積極的に取り組まれている結果が見えているのだと思って、高く評価させていただいております。

その中で、新たに項目追加されましたアンケートの内容ですけれども、恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする、こういった項目が新たに追加されてきておまして、ここに手を挙げていらっしゃる小学生と中学生がいらっしゃるのが実態だと思っております。ここについては、私は、命ですとか人格にかかわる重要な問題ではないかというふうに認識しておりますし、これが発展しますと重大事態に発展する、そういった可能性が高い項目ではないかというふうに認識しておりますので、大変問題視しておりますけれども、このあたりの認識についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

いじめアンケートについての内容の中で、恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする部分が新たに追加されたことの認識ということでございますけれども、このアンケートの内容につきましては、やはり、社会背景の変化に伴いまして質問内容等々も変わってきている部分だと思っております。

そんな中で、いま、御指摘のありました恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりという部分につきましては、やはり、非常に重要なことだというふうに認識しております。そんな部分で、これが重大事件等に発展しないよう、十分、学校を含めながら、無記名のアンケートではありますけれども、生徒の動向を注視して対応するようにしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

3番大西三奈子君。

○3番（大西三奈子君） いま、注視してまいりたいということだったのでございますけれども、実際に重大事態に発展させないこと、そして、解消することが私は重要だというふうに考えております。

現在、この調査で上がってきた方々はどのように経過を追われているのか、そういった追跡についてどのようになさっていらっしゃるのか、実態についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

その内容の追跡等々をどうしているかということでありまして、基本的には、アンケート調査が終わった後、最低3カ月間はその内容を注視し、そして見ていくということと考えております。

そんな中で、現在は、そのアンケートにあった部分がさらに大きく重大案件につながっていくようなことはないというふうには聞いておりますので、その部分は、今後も注視しながら経過を見ていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

3番大西三奈子君。

○3番（大西三奈子君） いま、注視してまいりたいということなのですが、さらに、いただいているアンケートの調査結果の中で私が注意しなければならないと思うところは、具体的に、嫌な思いをしたときに誰に相談をしますかという内容があるのです。その中で、誰にも相談しないという児童生徒が、約10%に当たる数がいらっしゃいます。また、その他のところでは、心の自分の自分に相談されたり、動物に相談をされるという児童生徒もいらっしゃいます。

ここは、声を出せない子供たちに対し、こういった当事者の声を聞いて、権利を守っていかなければならないのではないかというふうに考えられますけれども、こういった部分のフォローということは誰がどのようになさっていらっしゃるのか、そしてまた、事実として学校から保護者への連絡がないというような事態も起きているようではございますけれども、この部分について、どのようにフォローなさっていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再々質問にお答えいたします。

嫌な思いをしたという部分での相談の関係で、誰にも相談をしない、その他という部分に対してのフォローということでもありますけれども、こちらにつきましては、これまでも、アンケート調査をしていた中では、やはり1割近くの回答が過去にもある状況であります。ただ、そこにつきましては、いま、議員も御指摘のとおり、やはり、きちっとその対応、フォローをしていかなければいけないというふうに思っています。

先ほどもお話ししましたように、このアンケートにつきましては無記名でありますので、全てが特定できるわけではございません。ただ、先ほど教育長の答弁にもございましたように、まずは学校の中で先生方がそれぞれ

の子供たちの状況を細かく注視していく、そして、ささいなことでも記録をしながら情報共有していくということで答弁をさせていただきましたので、そこらが続けいながら、子供たちの行動、あるいは生活、あるいは態度的な部分も見ていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

3番大西三奈子君。

○3番（大西三奈子君） いま、フォローをどのようにされるのかということでお伺いしたのですが、実際には、児童生徒が自分でSOSを出す力、こういったものも必要になるのではないかなというふうに考えます。そういった意味では、先ほどの最初の答弁の中で、スクールカウンセラーを交えながら組織的に取り組みを行いたいということで答弁をいただきましたが、ぜひ、スクールカウンセラーだとかそういう専門職のお力をおかりして、SOSの出し方に関する教育ですとか、また、自殺予防教育の推進というところにも力を入れてみるというお考えについてはいかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再々質問にお答えいたします。

声を上げられない子供たちの部分に対しまして、SOSを出しやすい環境といえますか、その部分を整えるということでもあります。

これにつきましては、やはり、必要だというふうに思っています。また、先ほどの答弁の中にも、学校でも、いじめ等のない、安心して生活できる居場所づくりということで取り組んでもらっているところでもあります。そんな部分を含めながら、SOSを出しやすい環境といえますか、専門職、スクールカウンセラー等を使ったり、また、先ほどの渋谷議員の質問の中でも、今度、市の中でもLINE等々を使った発信を考えていくという答弁もさせていただきますので、その辺は子供たちの部分でも活用できるようなものを今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

3番大西三奈子君。

○3番（大西三奈子君） 同じところですが、子供たちについては、SOSを出せる取り組みをなさっていくというお考えを伺いました。

もう一つ、誰に相談するかというところの割合の一番高いところが、やはり、父や母ということで、約70%のお子さんが保護者に相談されているというのが実態としてうかがえます。相談を受ける保護者の支援というもの

をどのようにされていくのか。いま、いじめ防止法が改正になりまして、いかなる理由があってもいじめは絶対に許されないという視点に変わっていますけれども、まだまだ、私も含めてそうなのですけれども、いじめられる側にも非があるのではないかと認識に立たれている保護者の方というのも、私が周りでお話をする中でも多く感じ取ることができます。

そういった意味では、お子さんの、その児童を徹底して守り通すですとか、他人を思いやる心を養う、そういったことを家庭教育の中でもしていかなければならないのではないかとこのように考えますけれども、そこあたりのお考えについていかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再々質問にお答えいたします。

嫌な思いをしたときの相談相手という部分の一番多いのが保護者、お父さん、お母さんであるということがあります。議員からの御指摘がありますように、やはり、親がしっかりと子供たちの相談、話を受けとめるということが大切だというふうに思っています。

そんな中で、やはり、お父さん、お母さん、保護者の方々も、きちっと子供の人権、そしてまた、自分たち自身もそこをきちっと受けとめるという姿勢を持つことが大切だと思っています。やはり、家庭教育という部分は重要だと思っておりますので、そんな部分で、今後におきましても保護者の皆さんに対する発信等々もしてまいりたいというふうに思っています。

あと、特にコロナ禍の部分においては、春の段階、6月ですか、その段階で、教育長からのメッセージということでも、しっかりとした正確な情報を捉まえるということでも、余り安易な情報に流されないように、また、子供たちの人権を守るようにということでメッセージも出させていただいておりますので、その部分を通じながら、保護者に対しての支援といえますか、教育といえますか、その部分もしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

3番大西三奈子君。

○3番（大西三奈子君） 次に、アンケート調査に要する時間についてお尋ねしたいと思います。

先ほど、5分程度のアンケートの内容であり、十分に確保できているということで答弁をいただきましたが、市民である子供たちの中からは、やはりアンケート時間に不足を感じているという声も私自身は伺っております。

というのも、学校でなさっていらっしゃるアンケートの手法というのは、北海道教育委員会から出ております、このような形でこういうふうに取り組んでくださいとい

う流れも表示されておりまして、そのとおりにさっしやるといふのも事実として伺っておりますが、嫌な思いをしたことがあるお子さんが、じゃ、具体的にどんなことで困ったのかということに記載していくための時間がなかなかとれていないということも実際にお聞きしております。

このあたりにつきましては、教育委員会のほうに声が届いているのかどうなのか、また、もし、届いていたならば、今後の取り組みについてはどのようにお考えになれるのか、見解を伺います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再々質問にお答えいたします。

アンケートに要する時間等々の関係でございます。

これにつきましては、教育委員会のほうでは、答弁をさせていただきましたように、時間的には一定程度とられているということで認識しているところでありまして、足りないという意見は、正直、届いていないところでございます。

その部分につきましては、これから、来年度以降に取り組むアンケートの中において、時間的な配慮の部分、たくさん余裕を持たせる方法ですとか、あるいは、自由記載の部分では、北海道教育委員会から示されている中には、場合によっては家庭で書いてくるという方法も書かれておりますので、そうした部分を学校とも示しながら改善をしてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

3番大西三奈子君。

○3番（大西三奈子君） 次に、子供たちの相談しやすい手法について伺いたいと思います。

北海道のほうから出されております北海道いじめの防止等に関する条例に沿って伺いたいと思いますけれども、相談しやすい手法がとられているというのは、答弁の中でも私も十分に感じ取ることができました。ただ、さらに前進していき、解消につなげていくことが重要かと思っております。

そういった中では、いじめの相談というのは子供たちのためにあるものだというふうに私は理解をしておりますし、その相談しやすい手法としては、寄り添う姿勢、教員が寄り添う、学校が寄り添うという姿勢が非常に重要だというふうに考えております。

中でも、この条例の中で出てきますけれども、大人が果たすべき役割や責務というところには、児童生徒一人一人についての理解を深め、児童生徒との信頼関係を築くことが学校及び教職員の責務として掲げられております。その中のポイントには、教職員の言動が児童生徒に

大きな影響力を持つという認識を深めること、そのように書かれております。

いま、学校の取り組みに変容をもたらす必要があるのではないかというふうには私は考えておりまして、そこに教育委員会のリーダーシップが問われているのではないかというふうには考えております。その認識と具体的な取り組みの内容について伺いたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

相談しやすい体制づくりということでございます。

これにつきましては、議員の御指摘のとおり、やはり、先生方と児童生徒の信頼関係をつくるということが非常に大事だというふうに思っています。さらに、その中で、相談のときの先生方等々の言動という部分も非常に重要だというふうに思っています。それ以外にも、先生方の資質、能力の向上という部分でも、教育長のほうからも答弁をさせていただきましたけれども、相談をするときに、やはり、子供たちあるいは保護者からの声をしっかりと受けとめる、聞き取るということが非常に重要だというふうに思っています。

その部分で、それを受けとめる研修というのでしょうか、その部分も、スクールカウンセラー等々も含めながらやってみようというふうに思っておりますので、その辺は、今後、より努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

3番大西三奈子君。

○3番（大西三奈子君） それでは、2点目の不登校対策の強化に向けた取り組みのほうに移らせていただきたいと思います。

適応指導教室の現状、それから、今後の方向性について答弁をいただきました。

適応指導教室も、いま、学校長の判断で出席扱いになるなど、子供たちのためにということで積極的に取り組みを進められているということは私も存じております。

その中で、適応指導教室の位置づけについてですけれども、平成29年2月に教育機会確保法が施行されて、そこに適応指導教室も位置づけられたというふうに理解をしております。そういったことから、学校長の判断で出席扱いにできるようになったものだというふうに認識しておりますけれども、ここには、私は二つのキーワードがあるのではないかというふうに思っております。一つは、学校に行けなくなった児童生徒に対して、休んでもいいんだということ、まず、そういう認識に立つということ、それから、もう一つは、学校以外の場の重要性

を認めたこと、この二つのキーワードを生かして、子供たちを取り巻く環境をどうやって変えていくかということが求められているのではないかなというふうに考えております。

この趣旨を学校現場に生かすことが大変重要ですし、また、保護者だとか地域への理解の普及ということがこれから重要になるのではないかなというふうに思います。これまでも取り組んでいらっしゃるということは十分承知しておりますけれども、まだまだ外に出づらなお子さん、不登校を隠してしまう保護者の方、地域の方がいるということからすると、もっともっと普及させなければならぬのではないかなというふうに考えますけれども、このあたりの認識についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

不登校の児童生徒等々への対応ということでありまして、議員がおっしゃられましたとおり、二つのキーワードということで、学校に行けなくてもいいんだよ、あるいは、学校以外の場を認めたという部分は非常によいことだというふうに思っています。

不登校につきましては、いま、学校に復帰することが全てではないというふうに思っています。やはり、将来を見据えた中で、子供たちがいかに自立した社会人になっていけるか、そこを目指していく部分が重要だというふうに思っています。その部分では、やはり、保護者の方々にしなくても、不登校が、言うなれば悪いことであつたり、あるいは引け目に感じることはないということに十分認識していただいた中で、子供たちの特性に合ったいろいろな学び方、あるいは生き方もあるということに認識していただくことが重要だというふうに思っていますので、その辺、保護者等々にも理解をいただけるような形を今後考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

3番大西三奈子君。

○3番（大西三奈子君） 広げていきたいということで、私も全く同感であります。

いま、この法律の趣旨というものを学校現場に広げていくこととあわせて、私は、保護者も一緒に励まし合って解決に向かうこと、子供と一緒に雨にぬれることが必要なのだということなどをどんどん広げていく必要があると思っております。というのも、不登校の数がふえ続けている、一度減少しても、やはり環境が変わったことでまた不登校に陥っている、そういったお子さんたちがいらっしゃるのも現状だと思っております。

この間、全国で不登校の子供を支援なさっていらっしゃる方のセミナーを受けさせていただいたときにおっしゃられたこととしては、子供たちはどうすることもできないから苦しんでいて、いまのあなたではだめだというふうに言われているみたいにいるということなのですね。だから、生きていくことが苦しい、そのようにお子さんたちはおっしゃっているようです。ですので、保護者が、悩みや失敗、そういったことを語れる場が非常に必要だというふうにセミナーの中でおっしゃられておりました。そして、子供たち自身が子供自身の人生を生きることができる土台を、大人はつくっていかねばならないのではないかなというふうにセミナーでお話されておまして、私もそれは全く本当に同感でして、例えば適応指導教室の場であつたり、あるいは、別の場でもいいかと思っておりますけれども、保護者同士が語り合えるような場、そういった場を今後つくっていく必要があるのではないかなというふうに考えておりますけれども、そういった場づくりに教育委員会として積極的に関与していくことができるのか、私は、していくべきではないかというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

やはり、不登校の子供たちに対しまして、悩んでいる保護者たちの語り合える場に対して市はどう考えるかということでありまして、それにつきましては、議員がおっしゃられるとおり、必要だというふうには思っているところです。

現在、子育てをしている保護者におかれましては、やはり、ひとりで悩まれている保護者の方もたくさんいらっしゃるというふうに聞いております。そんな部分では、そういう保護者の方々が一堂に会して、その中でいろいろな情報交換をしたり、あるいは話し合う場というものも必要だというふうに思っております。

適応指導教室もそういう場でもあるのだとは思いますが、適応指導室だけではなくて、そうしたことで利用できる場を何とか設けられるようなことも、今後、教育委員会としても考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

3番大西三奈子君。

○3番（大西三奈子君） ぜひ、前向きに、喫緊の課題ではないかというふうに思っていますので、スピード感を持って取り組んでいただきたいなというふうに感じました。

また、先ほど、ICT端末についても、前向きに、多様な教育の確保としてということで答弁をいただいております。

ります。これも、本当に非常に重要なツールの一つになるのではないかとこのように思っております。

その中で、この部分では1点だけ質問させていただきたいのですが、ICTを活用した学習活動について、令和元年10月25日に出されております不登校児童生徒への支援のあり方について通知が出ておりました。その中に、ICT活用についてということで出ておまして、この多様な教育の確保に向けて進むというのは、この通知に沿ってICTも進めていくという考えでよかったのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再々質問にお答えいたします。

いま、議員がおっしゃられたとおり、昨年10月に発せられた文部科学省からの通知を含めて対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

3番大西三奈子君。

○3番（大西三奈子君） それでは、最後の3点目の項目についてお伺いしたいと思います。

組織的取り組みについて伺いたいと思います。

教職員の資質向上については、新任ですとか、現任の方ですとか、それぞれの能力に応じた研修をたくさんなさっていらっしゃるということで答弁をいただきました。

その中で、私として、提案なのですけれども、例えば、いじめの問題を例に挙げた場合、いじめられているお子さんといじめている側のお子さん、その双方にかかわりを持って解消に向かっていくというのはよく聞くお話ではあるのですけれども、その周りで傍観している子供たちも大勢いらっしゃるはずなんですよね。いまは、知っていても、なかなか知っていると云えないとか、そういったことから、解消に向けて、いじめられている側、いじめている側、傍観している側、クラス全体を解消につなげるということでは集団カウンセリングの力というものも必要ではないかというふうに考えております。これは、傍観者も含めてクラス全体のことであり、学校のことであり、そういった組織的な取り組みが必要ではないかというふうに思います。

そういった意味では、学校長のリーダーシップと教育委員会のリーダーシップの連携も非常に重要ではないかというふうに思います。チーム富良野として、地域を挙げて子供たちのために全力で教育の資質向上を目指す意気込み、そういったところについてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再々質問にお答えいたします。

学校の体制の充実ということにおける部分、さらに、教育委員会のリーダーシップということでございます。

これにつきましては、議員がおっしゃるとおり、やはり、いじめる側、いじめられる側、そして、それを見ている子供たちという部分も実際にいるわけでありまして、そんな中では、本当にクラス単位、全体の中での教育というのが必要だというふうに思っています。そこに対して、まず、学校内の中では、携わる先生等々には管理職であります校長がリーダーシップをとりながら校内をまとめていくという部分が必要だと思いますし、また、教育委員会としましては、教育長を初め、学校に対しまして、やはりチームとして対応していくという部分もあるごとに話しているところであります。

そうした部分では、全体で、チームとして、今後もしじめがなくなる学校体制づくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

3番大西三奈子君。

○3番（大西三奈子君） カウンセリングなどの専門的能力の開発に向けても動いていきたいということで答弁いただいておりますので、ぜひ、前向きに、学校が居場所として過ごしやすい場所、そういう場所になれるように、いままも努力なさっていらっしゃると思いますけれども、さらに前進できるように、特に、この新型コロナウイルスの影響によって家庭が経済的にもさまざまな影響を受けていて、家庭環境が変わった中でお子さんが学校に通っているというところからも、先生方の受けとめる力、ここが非常に重要になるのではないかと思いますので、ちょっと強くお伝えさせていただきましたけれども、そのような前向きな取り組みを、ぜひぜひ早急に整えていっていただきたいなというふうに思います。

そんな中で、最後に、1点、専門職の配置についてお伝えをしていきたいところですが、児童生徒のさまざまな諸問題に対して、対応窓口がばらばらで相談しづらいというのが市民からも声として上がっていると思います。答弁の中で、子育て支援を包括的に支援していくとお答えいただきましたけれども、やはり、ニーズの多様化に寄り添って支援できる専門職の配置というのが私は必要ではないか、そのようにして、初めて包括的な支援の体制整備が行えるのではないかと。相談を聞き放しではなくて、専門職が各関係機関につなぐ、そういったコーディネーターの役割がいま必要ではないかというふうに考えております。

喫緊の課題だと思っておりますけれども、いづろ整備を行えるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

ます。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再々質問にお答えしたいというふうに思います。

相談を含めた体制づくりについて、専門職をどういうふうに考えていくかということでございます。

これにつきましては、先ほど教育長も答弁をさせていただいたとおり、いま、考えを進めているところであります。具体的な時期という部分でありますけれども、これにつきましては、まず、一つの目安としましては、9月の議会でも少し答弁をさせていただきまされたけれども、新庁舎ができた後の保健センターの活用という部分の中で、その時期を一つのめどとしてできないかというふうに考えているところであります。そんな中で、包括的な支援体制であったり、あるいは相談体制ができる中で、体制づくりができないかというふうに考えているところであります。

とはいえ、どうしても定数管理という部分もありますので、簡単に人をふやせるということではございません。そういう中で、教育委員会全体の業務の見直しであったり、そういうこともした中で、あるいは、市役所全体の中にも関係すると思います。その部分も検討しながら体制づくりを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

3番大西三奈子君。

○3番（大西三奈子君） いま、大体のめどということで、新庁舎ができたころ、その後にと。前回のときには保健センターを活用してといったあたりで御答弁をいただいていたかと思うのですが、私は、これは喫緊の課題だと思っております。いまの答弁は何年か先の話だと思っております。では、それまでの間、どのように対応なさるのか、代替案などあればお聞きしたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再々質問にお答えいたします。

窓口が一本ではない、その中での喫緊の課題だということでございます。

教育委員会としても、それはもちろん重々承知をしているところでありまして、窓口の部分は一本化をさせていただいて対応をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

3番大西三奈子君。

○3番（大西三奈子君） 本格的な整備となると、やはり、きちんとした体制づくりというものが必要だと思っておりますので、私もそこは理解できると思います。それまでの間、例えば、横の連携を強化するといった形で教育委員会の中でしっかりと連携を図る体制がとれるのか、そのあたりについて最後にお聞きしたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再々質問にお答えいたします。

いま、御質問のありました横の連携等々をきちんとしていけるのかということでございます。

これにつきましては、教育委員会内、あとは、保健福祉部等々とも関係する部分があるかと思っております。その辺も含めながら、きちんとして連携をとりながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、大西三奈子君の質問は終了いたしました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時01分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

午前中の議事を続行いたします。

次に、宮田均君の質問を行います。

1番宮田均君。

○1番（宮田均君） -登壇-

通告に従い、順次、質問させていただきます。

まず初めに、1件目、職員の適正な配置計画について、7点質問させていただきます。

富良野市の人口は、1965年の3万6,627名をピークに、本年10月では2万1,148名と、55年を経て1万5,479人が減っています。人口減対策、そして、身の丈に合った職員の適正な配置、次期第5次定員適正化計画は重要な課題と考えるところです。

以上のことから、1点目は、2018年度の人件費比率、民間調査で17.5%、道内3位となっている。この数字は、私は他市に比べて高いと思いますが、この数字をどう捉えて次の計画に生かすのか。

2点目は、人事評価制度導入の評価と、次期計画策定への生かし方についてお伺いします。

3点目は、計画の中で、組織の肥大化を招かないを前提に、第5次計画では250人台を目標にとありますが、そ

の根拠についてお伺いします。

4点目は、令和2年度当初、保育士2名採用の計画になっていたが、35歳を上限としていた採用の年齢を45歳上限に引き上げ、計4名の採用になりました。内容は、計13名の採用、これは計画当初と違いますが、計画に欠けているのではないかと。この理由をお聞かせください。

5点目は、会計年度任用職員のあり方、採用に当たっての採用人数の考え方、こういうことは検討されているかどうか、お伺いします。

6点目は、民間活力の導入、指定管理、委託の検討は具体的にどう取り組んでいるのか、お伺いします。

最後に、7点目、ICTの導入により職員数の推移はどのようになっていくのかをお伺いして、職員の適正配置計画についての質問とさせていただきます。

続いて、2件目、観光行政の推進についてお伺いいたします。

観光行政の1点目は、広域観光における当市の魅力発信についてお伺いいたします。

広域観光の中で、美瑛町、中富良野町が広告、宣伝についても突出していると私は思いますが、富良野は、いま一度、腰を据えて、たくさんの魅力の中から独自に選ばれた富良野をつくり、磨き、発信すべきではないでしょうか。この点についてお伺いいたします。

2点目は、市民を巻き込んだ観光PRについてお伺いいたします。

人と人、顔の見える観光はデジタル社会においても有効と考えますが、コロナ禍のいまこそ、心温まる誘客が有効と考えます。市民観光大使を広く募集し、富良野の魅力を抽出し、顔の見える人と人の市民参加型の市民を巻き込んだ観光PRを進めるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

3点目は、ホスピタリティーのある観光地づくりについてお伺いいたします。

明るく元気な笑顔で市民が挨拶するまちづくり、来訪者、観光客、市民同士、子供から大人まで、明るく元気な笑顔で挨拶し合うまちづくりに取り組むべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

続いて、3件目、住民投票条例の制定について、住民投票条例の必要性についてお伺いいたします。

市の将来に向けた重大な案件について、議論を尽くす重要性は大切なことであります。最終決定を市民一人一人の賛否を住民投票で決定する条例が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、4件目、ワイン事業の今後の運営についてお伺いします。

企業は人と理念で支えているという立場から、1点目は、人事異動により長年養われた技術、専門性が途切れ、人材育成ができていないのではないかと、人がかわっても

事業の継続性が保たれているのか、お聞きします。

2点目は、専門職員の確保ができてきているのか、また、雇用の拡大はできてきているのか、お聞きいたします。

3点目は、商品開発においても、生産者ごとの名前を冠したワインをつくることや、ラベルデザインを公募するアイデアもあると思いますが、今後、このように市民を巻き込んだような今後の方向性についての見解をお伺いいたします。

4点目は、直営のメリットをどのように考えているのか、また、道南、道内近隣町村での個性あるワイナリー参入が続いていますが、民営化の考えはないのか、お伺いして、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

宮田議員の御質問にお答えします。

1件目の第5次定員適正化計画における職員の適正な配置についての職員の適正な配置計画についてであります。地方財政状況調査の平成30年度普通会計決算のうち、人件費は21億6,066万8,000円であり、歳出合計の17.5%となっております。地方財政状況調査の人件費には、職員給与のほか、議員や各種委員、旧嘱託職員などの報酬と共済費が含まれており、構成比については毎年度の市の予算規模により変動するものであります。

総務省（63ページで訂正）が公表しております平成30年度市町村普通会計決算の概要では、人件費比率が17.1%となっており、全国の市町村とはほぼ同水準と考えております。しかしながら、人件費は義務的経費であることから、今後も組織の肥大化を招かないよう、適正な職員管理に努めてまいります。

次に、人事評価制度導入の評価であります。本市におきましては、平成30年度中途から人事評価制度の試行を行い、能力評価と業績評価を実施することにより、人材育成と能力開発のツールとして活用を図ることとしております。

第4次定員適正化計画では、人事評価の導入や職員研修の充実により、職員の資質向上に努め、簡素で効率的な行政運営を推進することとしておりますが、このことは当初から一貫した考え方であり、次期定員適正化計画においても引き続き基本的な考え方としたいと考えております。

第4次計画の策定に当たっては、策定時の定員管理状況を踏まえ、部門別職員数の推移、過去10年間の定員管理状況、総務省が作成する定員モデル、また類似団体別職員数などを参考に策定しており、第3次計画の中期的目標を引き継ぎながら、現状分析と行政需要、他団体との比較と本市特有の地域事情を勘案しており、目標として250人台としたところであります。

次に、令和2年度保育士の採用につきましては、令和元年8月に2名の募集を行いました。しかし、内定者は1名となったため、11月に2度目の募集をした結果、内定者が出なかったことに加え、保育士の退職により12月に3度目の募集を行ったところであります。3度目の募集につきましては、過去2度の募集に対する応募結果や全国、全道的な保育士不足の実態、在職保育士の年齢構成と後年度の退職見込み、さらには就職氷河期対策なども考慮し、年齢を引き上げた上で募集し、3名を試験採用いたしました。

なお、第4次計画の年次別推計計画では、令和2年度の採用は8名となっておりますが、計画策定時点では中途退職は見込んでおらず、前年度の定年退職者のみを考慮したものでありましたので、早期退職の状況や新たな行政需要への対応、採用人員の平準化などを考慮し、13名を採用したところであります。

次に、会計年度任用職員についてであります。地方公務員法改正に伴い、本年4月から会計年度任用職員制度が始まり、任用や服務規律の整備、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用が厳格化され、本市においても、旧制度の見直しを図り、会計年度任用職員に関する条例などを整備したところであります。

これまで、多様化する市民サービスや行政ニーズの変化に対応するため、会計年度任用職員を採用しておりますが、今後も、行政需要を的確に把握し、効果的、効率的な行政運営を構築するため、会計年度任用職員制度の活用を図ってまいります。

次に、民間活力導入の検討であります。地方自治法の改正に伴い、本市におきましては、平成16年12月に公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例を制定し、これまで47施設について民間事業者などと指定管理についての協定を締結してまいりました。公の施設につきましては、公の施設に係る指定管理者制度導入基本方針に基づき、指定管理者制度導入の可能性を検討してきたところであり、今後も引き続き検討してまいります。

次に、ICT導入による職員数の見込みであります。本市では、ICT利活用推進計画を策定し、ICTの恩恵を市民が享受できるデジタル社会を目指し、各種施策の推進とともに、その基本方針の一つとしてICT利活用による行政事務の効率化を図ることとしております。

ICTなどデジタル技術の活用により、事務の効率化や業務プロセス改革などに効果が期待できるものと考えておりますが、RPAなど導入するツールや導入プロセス、具体的な施策に関しては、今後、実証を進めながらさらに検討することとしております。

2件目の観光行政の推進についての1点目、広域観光における当市の魅力発信についてであります。富良野・美瑛広域観光は、JR北海道の呼びかけで、自治体の枠

を超え、イメージを統一した売り込みを目的に平成6年度からスタートしております。現在、そのイメージは全国的に定着し、令和元年度の観光入り込みは約800万人、うち、最多は美瑛町の242万人、本市はそれに続く189万人となっております。

この地域の観光資源である美瑛町の青い池や中富良野町のラベンダー畑などはインパクトが強く、特に美瑛町で大きく入り込みを伸ばしている状況であります。本市におきましても、平成31年度に策定しましたFURANO VISION 2030に基づき、オールシーズン滞在型の国際観光地を目指し、観光資源の開発などに努めているところであります。

富良野・美瑛広域観光推進協議会の役割は、富良野・美瑛地域のブランディングやイメージの売り込みであり、観光資源の発掘などはそれぞれの自治体の取り組みとなっておりますので、今後も、本市の自然や農業、文化など、豊かで多様な資源の価値を国内外にわかりやすく伝える取り組みを進めてまいります。

2点目の市民を巻き込んだ観光PRについてであります。本市では市民生活のすぐれたところをお裾分けすることが観光と位置づけ、住んでよし、訪れてよしの地域づくりが重要であると考えております。観光地としての地域づくりが、市民生活の向上や市民の観光への認識につながっているかを検証するため、平成30年度実施の観光経済調査において、観光に対する住民意識調査を実施しております。調査結果では、観光客が今後ふえることについて、市民の約7割が望むと回答しており、今後の観光振興策の実践において、市民に協力を呼びかけることは有効であると認識しております。

現在の観光PRにつきましては、ふらの観光協会や富良野・美瑛広域観光推進協議会、観光事業者が運営するホームページやSNSを初め、観光協会が委嘱するふらの観光大使などによるものであります。今後の市民参加につきましては、動画の募集やSNSでの情報拡散など、効果的な手法を検討してまいります。

次に、3点目のホスピタリティーのある観光地域づくりについてであります。笑顔での挨拶は観光地においても非常に重要なことであり、国籍に関係なく最高のおもてなしであると考えております。このことから、住んでよし、訪れてよしの観光地づくりやホスピタリティーの高い観光地づくりに向け、市民と観光客の交流の機会をふやすことの検討とともに、挨拶の取り組みについては市民運動としての動きにも期待したいと考えております。

3件目の住民投票条例の制定についての住民投票条例の必要性についてであります。全国には地方公共団体個々の政策や課題などについて、その可否や選択肢を住民に示し、一人一人の投票によって住民の意思を直接確

認するため、いわゆるレファレンダム型の住民投票に関する条例を制定している地方公共団体があります。その規定内容につきましては、個別の事案や施策に対し、住民投票を行う条例、また、将来に備え、あらかじめ住民投票の要件や手続を規定する条例など、さまざまな形態となっております。

しかし、いずれの条例形態におきましても、憲法や法律に基づく住民投票とは異なり、条例に基づく住民投票は、執行機関などがみずからの意思を決定する上で、住民の多数意見を把握するために行われる諮問的住民投票であり、その結果を尊重すべきものではありませんが、法律に基づく議会や首長の権限を制約する法的拘束力はないと解されており、最終的には議会との議論によって決定するものと考えております。

条例による住民投票は、住民の意思確認の方法の一つと認識しておりますが、市政の運営に当たっては、情報共有と市民参加のルール条例に基づく市民参加手続はもとより、市民の声に耳を傾けることを基本として、多くの市民との対話の機会を積極的に設けておりますので、現時点で住民投票条例を制定する考えはございません。

次に、4件目のワイン事業の今後の運営についての人材育成と事業の継続性についてであります。本市のワイン事業は、市民の食文化の向上と農家経済の発展に資することを目的に設置し、本年で48年目を迎えております。これまで、ワインの製造に携わる職員の人材育成は、職場内での指導に加え、国内、海外の先進地での研修や、関係機関が実施する勉強会などを通じ、技能、技術の継承や新しい技術の習得に取り組んでおり、職員の異動などによって製造が滞ることのないよう体制を整えてきております。

次に、専門職員の確保と雇用の拡大についてですが、専門職員の確保は、醸造や栽培に関する課程を学んだ者やワイナリーでの実務経験を持つ者を企業会計の職員定数内で配置しております。また、雇用維持のため、製造量や業務内容に見合った会計年度任用職員を採用してきたところであります。

次に、商品開発の方向性についてですが、これまで、「良いワインは良いブドウから」を基本に、富良野の気候風土を最大限に生かし、量より質に重点を置いた高品質でオリジナリティーのある商品開発を進めてまいりました。今後も、ブドウ生産農家とともに、オリジナルな品種を使った商品開発や、富良野ならではのこだわりを持ち、高品質で安心・安全な商品をお届けしたいと考えております。

次に、直営のメリットと民営化についての考えであります。直営により、ブドウ生産農家に対するきめ細かな栽培指導、原料ブドウの安定買入れやブドウの新改植に対する支援などによる所得の安定、さらに、地元居

住者の雇用、市民へのワインの還元、ワインぶどう祭りや新酒の会、ワインセミナーなど、市をPRするイベント開催や、本市の経済活動や地元農産物の利用による市民の食文化の向上に寄与する取り組みにつながっており、また、商品の製造につきましては、地元原料にこだわった顔の見えるワインづくりや長期熟成ワインの製造、難しい製造工程のワインづくりなど、さまざまな挑戦ができることも直営のメリットであると考えております。

今後もワイン事業は地方公営企業として経営を続け、本市の発展に寄与できるよう努力をまいります。

御訂正をお願いいたします。

最初の第5次定員適正化計画における職員の適正な配置についての答弁の中で、毎年度の市の予算規模により変動するものであります後に、総務省が公表しております平成30年度市町村普通会計決算の概要と申し上げるところを、財務省と申し上げましたので、総務省に御訂正をお願いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 再質問ございますか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） まず、職員の適正な配置計画についての1点目、総務省が発表している人件費比率、そして、これも総務省から発表されている数字ですけれども、一般行政職の平均月額、これらの数値については、いま、市長の答弁ですと、全国でも平均的だというようなお答えだったと思うのですけれども、これについては、北海道内ではどのような形で捉えているのでしょうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 宮田議員の再質問にお答えします。

先ほど市長からも答弁させていただきましたけれども、総務省で発表してございます人件費につきましては、1節の報償費から6節の恩給退職年金、全てが入っているということでございます。その部分につきましては、先ほども申しましたけれども、構成比ということであれば、それぞれ毎年の支出合計に対しての比率、パーセンテージでございますので、毎年、非常に変動するということでございます。

ただ、いま御質問がありました平成30年度でいきますと、北海道内の市だけで言えば、17.5%という数字は3番目に入っているところでございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） 私は、旭川、札幌よりも高いではないかというように認識しているわけですけれども、やっぱり、こういうことが職員の適正な配置計画の中にも

非常に影響が出てきているということで私は考えるのです。私は高いと思っているということを1回目の質問で言いましたけれども、その点を5次の適正化計画の中にもどのように取り入れていくのかということについてお問い合わせいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 宮田議員の再々質問にお答えします。

先ほども申しましたけれども、総務省で発表しています人件費というものにつきましては、職員給料ではなくて、例えば、各種委員の報酬とか、過去で言います嘱託職員の報酬、それとか共済費、災害補償費なども全て含まれているものでございます。

またあわせて、再度申し上げますけれども、そのときの決算の歳出に対します構成比でございますので、基本的には、パーセンテージは毎年変動するものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） もう一度お聞きしますけれども、僕が聞いたのは、この数字は、全道の中でも、全国と比べても高いと私は認識している、こういう高いと思うことを、市はどういうふうに認識して、そして、それを第5次の計画にどのように生かすのですかと。数字のところについては、これは総務省のデータをもとに民間の機関で発表されているものですが、全国一律でちゃんと計算されているものだと認識しておりますが、最初に聞いた答えについて、もう一度確認させていただきたいと思っております。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

職員の定員適正化計画に生かすというよりも、先ほどから何度も申し上げさせていただきましたけれども、このパーセンテージにつきましては、全国の市とほぼ同数で、平成30年度に限ってはほぼ同数字だというふうに思っています。また、パーセンテージについては、毎年度、変わってございます。そのときの市町村の事業の規模によって変わるものでありますので、パーセンテージにつきましては毎年変わるものだと思います。

これを、定員適正化計画に生かすかといいますと、先ほども市長から答弁させていただいておりますけれども、人件費につきましては義務的経費でございますので、組織の肥大化を招かないような形で適正に管理を進めたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） 人件費比率の関係で、道内で3位だというようなことで僕は高いと思っているのですけれども、市はどのように捉えているのか。毎年数字が変わるのはもう当たり前のことだと思うのですけれども、それをどのように捉えて次の計画に生かしていくのかということ、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 暫時休憩します。

午後1時38分 休憩

午後1時44分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） ただいまの質問の人件費比率ですが、私は、変動するというのもうわかっていて質問していたわけですが、いまの質問を取り下げたいと思います。

それで、次の質問でよろしいでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） はい。

○1 番（宮田均君） 2点目の人事評価制度の導入、これは、新しく取り入れて他団体との比較というふうになっておられました。他団体との比較という関係では、なかなかわかりにくいとは思っておりますけれども、この点についてお問い合わせいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 暫時休憩します。

午後1時45分 休憩

午後1時45分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

ただいまの宮田議員の質問は通告外ですので、次の質問にさせていただきたいと思っております。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） いまの人事評価制度の導入と次期計画策定への生かし方については、次の3点目の中でまたお聞きしていきたいと思っております。

組織の肥大化を招かないというようなことで、第5次計画では250人台を目標にとあるが、その根拠はということでお聞きしました。第4次の計画の中では、職員1人当たりの人口は84.5人というような計算の仕方でも目標に取り組むというようなことで書いてございますが、この

内容の根拠について、もう一度お願いしたいと思います。
84.5人、そして250人ですか、250人台を目標にということで、数字の根拠について具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 宮田議員の御質問にお答えします。

第5次計画の目標についてですが、250人台を目標にしたいということで第4次計画の当初に記載されてございます。こちらにつきましても、先ほど市長のほうで答弁させていただいていますが、過去の職員数の推移、総務省が策定している定員モデル、また、類似団体を参考にしながら徐々に職員数が漸減しているということに鑑みて、目標として250人台という形で上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1番宮田均君。

○1番（宮田均君） では、職員の適正配置計画についての5点目に行きたいと思えます。

会計年度任用職員のあり方、採用なんですけれども、これは、答弁いただきましたが、職員の適正化というのはわかるんですけれども、会計年度任用職員というのはどういうふうなことでこの人数というのか、その計画が市民にはなかなか見えない部分があると思えますので、そこら辺のことについてお伺いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 宮田議員の御質問にお答えします。

会計年度任用職員という制度自体は、ことしの4月からスタートしているところでございますけれども、あくまでも、会計年度任用職員という部分につきましては、会計年度、いわゆる1年ごとに年度任用される職員の形でございます。そのために、毎年行政ニーズ、または今後の予想される業務等に鑑みながら、毎年毎年、体制を整えながら業務を執行しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1番宮田均君。

○1番（宮田均君） 7点目のICTの関係なんですけれども、答えでは、何か、ICTを入れたことによって人員が減るのかどうかということをはっきりと答弁いただけなかったんですけれども、ICTの関係で係のほうにお聞きしたところによりますと、今後、その計画も出すんだというようなことでお聞きしていますけれども、

その点はいかがでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 宮田議員の御質問にお答えします。

ICTの導入につきましては、ICT利活用推進計画に基づき、導入を図っていききたい、行政事務の効率化を図っていききたいというところがございます。

現在、私どもでは、ICTを活用することによって、先ほど申しましたように、効率とか業務プロセスの改革も含めて、本来、市の職員でなければ対応できなかったところを、おざなりになっている部分を、職員としてきちっと対応したいということも踏まえてICT導入を進めていききたいというところでございます。

人員につきましては、先ほど申しましたように、いま現在、今後、RPAなりAIの部分等を導入して、どのような形になっていくか実証するというのを進めてございますので、それに基づきまして職員の変動になってくるかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1番宮田均君。

○1番（宮田均君） 変動になってくるのではないかと、このようなことで、次の質問に行きたいと思えます。

観光行政の推進について、1点目の当市の魅力発信についてお伺いいたします。

私は、端的に、広域観光の中で、富良野市は資金も多く出している、そういう中で、美瑛町、中富良野町に比べると、先ほど数字がありましたように、やはり、富良野市は、広告の中でも、非常に劣っているというのではないですけれども、何か、発信の方法が余り明確に見えていないのではないかと。私は、たくさんの観光の魅力のあるまちだと思っているわけです。

そういうことで、2点目の部分の市民を巻き込んだ観光のPR、これと連動していまのこともお聞きしますけれども、人が入る、あるいはいろいろな面で市民の協力を得るということで、やはり、もう一度、腰を据えてたくさん魅力の中から農業も含めて、観光も含めて、系統的に発信する、アイデアをみんなでしっかりと考えていく、こういう時期ではないかというふうに思います。

市民の観光大使、これを募集しまして、富良野の魅力を発信していく。先ほどの回答だと、デジタル、SNSとかの回答が多かったと思うのですが、アナログな、例えば顔が見えるような、はがきを出すとか、観光大使として市民の方に協力していただいて、そういうようなことも考えられると思います。一度腰を据えて、そして、市民観光大使、人と人、顔が見える観光、そして、また、移住者とか、そういう人たちの違った目で見

た富良野も含めて、また観光のアイデアを出して皆さんに協力していただける総合的な施策が必要だと思いますが、これについて見解を伺います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長（川上勝義君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

これまで二十数年、広域観光を進めてきて、いま、六つの自治体でPR等を進めてきています。国内、海外を問わずやってきました。経費もそれぞれの自治体から負担いただいて、富良野市も、人口割とか観光客割というところの数字で負担金を納めてやっているところであり

ます。例年、さまざまなテーマを持って国内、海外等に情報発信をしておりますけれども、そのテーマによって、例えば美瑛町が入って、上富良野町が入って、南富良野町が入るとか、そういうことで富良野市が入らないときもありますし、さまざまなパターンがあって、富良野・美瑛の総合力をPRしていくというような状況であります。これからも、いろいろな見せ方はあるかもしれませんが、そのテーマによって富良野市がPRされていないというわけではありませんので、しっかりと六つのまちでPRを続けていきたいというふうに考えてございます。

そして、市民を巻き込んだPRですけれども、さまざまなPRの方法があります。例えば、市長の答弁でもありましたけれども、観光協会、あるいは富良野・美瑛広域観光推進協議会のような団体、あるいは民間の方もやっていますし、一般の市民の方も本当に富良野をPRしていただいている方もいらっしゃいます。

その中で、情報発信については、さまざまな形があって、例えばブログを書いている方、パワーブロガーとかと言っていますが、そういう方だとか、あるいは影響力のある方、インフルエンサーとかと言っていますが、そういう方々の力をかりることもありますが、やはり、地元の情報を知っている市民の力をかりることは重要なというふうに思っています。答弁にもありましたとおり、動画の配信ですとかさまざまな形があると思いますけれども、市民を巻き込んだPR、観光大使になるかわかりませんが、どのようなことをやっていけるか、そういうことを検討しながら進んでいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1番宮田均君。

○1番（宮田均君） ぜひ、市民を巻き込んだ観光PR、そして、新しい魅力づくり、新しいものではなくても、デジタルが悪いと言っているわけではなくて、やはりアナ

ログも忘れずにしっかりとやっていくような対策をしていただきたいと思います。

それでは、次のホスピタリティーのある観光地づくりについては、非常に前向きな答弁をいただきましたので、割愛させていただきます。

次に、住民投票条例の制定についてお伺いします。

住民投票の憲法の中での位置づけというのはわかるんですけれども、例えば、新市庁舎の建設の関係で、10月16日の市議会の臨時会においても議決が僅差だったというようなこともあります。新市庁舎を考える会の市民アンケート、フラノ未来会議の署名運動などもありました。

ただ、先ほどの答弁で情報共有と市民参加のルール条例の中では論議を深めているというようなことをおっしゃっていましたが、私の認識でいきますと、その中ではパブリックコメント一つだけがとり行われていた、そのルール条例の中ではですね。私は、これは、やっぱり3件以上はルール条例の中でやっていかないと論議が前に行かないのではないかというふうに思うのです。パブリックコメントだけではなくて、九つぐらいありますけれどもね。その中で、1件のパブリックコメントをやれば全部いんだというようなことだけで進んでいくというのは問題なのかなと思います。

それで、やはり、いままでの状況の中で行くのだったら住民投票条例が必要になるのではないかと思います。その点、中身についてお伺いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 宮田議員、質問を整理して、もう一度、簡潔に質問していただきたいと思います。（「休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時00分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

1番宮田均君。

○1番（宮田均君） 情報共有と市民参加のルール条例の中できちんと議論が尽くされて決定しているのだというようなことを回答としていただきました。

ただ、この中では、市の内容としてはパブリックコメントだけを上げればよいということですが、パブリックコメント一つだけだとしたら、私は住民投票が必要だというふうに思いますが、そこら辺のところについてお聞きします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 宮田議員の御質問にお答え

します。

先ほど答弁しましたルール条例というのは、私ども市としまして、情報共有と市民参加のルール条例というのがございますし、また、地域懇談会とか、市長室トークなどいろいろな制度を設けさせていただいています。そういうような形で住民の皆様の意見をお伺いしたいということでございますので、その部分で答えさせていただいたところであります。

新庁舎の関係につきましては、ルール条例だけでなく、いろいろな説明会等もさせていただいているというところは過去からも説明させていただいているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） 議論を尽くした結果ということで、やはり、見えるような形というのがちょっと足りなかったのかなという感じがするのですけれども、私も、住民投票条例についてはまた勉強させていただいて、また次の機会にしたいと思います。

次に行きたいと思えます。

ワイン事業の今後の運営についてお伺いいたします。

1 点目の人事異動によって変わることはないのだ、いま、人材の育成はきちんとなっているということなんですけれども、製造部門については、僕も、製造の熟練というか、そういう人たちが残ってしっかりとつくっているという認識であるんですけれども、やはり、物をつくただけではだめで、売るのがしっかりと専門的に売らないとだめだと思います。僕はそこが弱いのではないかなど。それから、利用者の声をいただくにしても、やはり長年の積み重ねが大事だと思うんですけれども、その点についてお伺いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長（川上勝義君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

製造の部分については、人事異動もいろいろありましたけれども、いま、専門職員をしっかりと固めて、よいものをつくるということでいろいろと業務に当たっています。

一方、業務のほう、販売のほうですけれども、人事異動によって、やはり、お客様の接待だとか、いろいろなワインの知識を習得しながらお客様にわかりやすく説明をして買っていただく、こういうプロセスが必要になってきます。自分もそうでしたけれども、ワインの知識がない中で異動してきて、一からのスタートでありました。ですが、さまざまな物産展だとかいろいろなものを体験させていただいて、しっかりと勉強してお客様に売る、

そういうような努力はしてきたつもりです。

やっぱり、人事異動によってそれがゼロからスタートする職員もいますし、また、業務については企業会計の知識を持った人間も必要ということでもありますので、なかなか人材育成が進んでいないというところは現状かと思えます。その辺につきましては、やはり製造のほうもありましたけれども、職員間でしっかりと研修したり、あるいは教え合ったり、現場に出てしっかりとお客様に対応する中でそういう力をつけていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） 2 点目の、専門職の確保ではなくて、雇用の拡大はできているのかという質問に対して、会計年度任用職員を徐々にふやしているということでしたが、会計年度任用職員の採用というのは雇用の拡大につながっているのかということについて、認識としてどういう見解を持っているのか、お聞きします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長（川上勝義君） 宮田議員の御質問にお答えします。

会計年度任用職員の採用の関係でありますけれども、これにつきましては、いまの業務量等に合わせて採用させていただいている状況であります。過去には、製造、業務、そして種苗とそれぞれ分業制で、一時期は正職員を含めて50名を超えるようなスタッフでワインづくりをやってきた経過もございます。

しかし、いま、ワインの量も少なくなったり、あるいは、製造と業務の忙しい時期が異なるものですから、そこをうまく効率よく職員を回して業務を進めているところでもありますので、常にその人数を雇用しているというわけではなくて、業務量に合った会計年度任用職員の採用に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

1 番宮田均君。

○1 番（宮田均君） 最後に、直営のメリットをどのように考えて、民営化をどのように考えているのかという質問の回答の中にございましたが、いま、道内もワイナリーがふえてきて非常に個性的なワインができてきている。富良野は個性的ではないと言っているわけではなくて、ある面では非常に個性的だと。

そういうような中で、やっぱり、新しい何かを。僕はアイデアとして言いましたけれども、個人のワイン、ブドウをつくっている方々が個人のワイン商品をつくって、それを売り出すのだと、例えばラベルもそういうふうに

してつくっていく、そういうような個性的な売り方とか、そういうような方向性が私は大事だと思います。

私が一番感じたのは、市の企業会計でやっているメリットとして、長期熟成ができるという回答がございました。こちら辺は、やはり推していく面では大切だというふうに思います。そこで、もう一度、直営のメリットを最大限に生かしたような取り組みについて、先ほども栽培方法だとか所得の安定だとかといった回答がありましたけれども、いまで言ったら、やっぱり、個人も、ただ生産するだけではなく、顔の見えるような商品ができて、そしてそれを……（「簡潔に」と呼ぶ者あり）

はい。長期熟成させるようなこと、このことについて、もう一度、見解をお伺いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長（川上勝義君） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

直営のメリットということでもありますけれども、個人名の入ったワインづくりでいきますと、例えば、大きな北海道ワインさんあたりでは、ブドウづくりの匠、何々さんが入ったようなワインもありまして、ああいうものができれば生産者も非常にプライドを持ってやれるのではないかというふうには思っています。

しかし、いま、ふらのワインとしては、それぞれの生産者がつくったブドウを分けるという作業もありますし、いまの生産状況からいきますと非常に厳しいことかなというふうに思います。また、手間暇の関係やタンクの関係、いろいろな物理的な関係もありますので、その辺についてはちょっと先の話かなというふうに感じています。

また、ふらのワインとしては、特徴を出してこれからも直営でやっていきたいというふうに思っていますけれども、やはり、地元の原料ということでほかとの差別化というところがこれから非常に重要になってくると思いますので、地元の原料の関係、あるいは、技術を持った職員もいますので、彼らの技術をフルに使って、新しい商品、難しい製法の商品、あるいは、富良野のこういう寒い地域の特性なんかを生かした商品、例えばアイスワインですとか、貴腐ブドウを使ったようなワインも出しました。あるいは、種苗の関係でいきますと、接ぎ木の関係も実験をして、いま、100パーセントでできている状況もあります。また、減農薬だとか、そういうところにもチャレンジをしていきたいというふうに思っていますので、これからも市民の中に根差したふらのワインを目指していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、宮田均君の質問は終了

いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時18分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、家入茂君の質問を行います。

10番家入茂君。

○10番（家入茂君） -登壇-

それでは、さきの通告に基づき、アーティスト等の短期滞在を伴う文化芸術による取り組み及び東大演習林を活用した森林環境教育とSDGsとの連動性について。

1、コロナ禍による地方への関心が高まっている現在、アーティストの短期滞在を伴う創作活動と、地域の人々との交流を図る文化芸術の取り組みであるアーティスト・イン・レジデンス、AIRを積極的に取り入れ、関係人口増と地域文化の振興を図るべきと考える。2、地域資源である東大演習林を活用した環境教育における既存の森林学習プログラムに合わせ、よりグローバルな視点としての森の働きの重要性を考えるため、SDGs、持続可能な社会の実現との連動性も学習するべきと考えるが、以上2件について質問いたします。

1件目は、アーティストの短期滞在を伴う文化芸術の取り組みとして、アーティスト・イン・レジデンス、AIRを積極的に取り入れ、関係人口増と地域文化の振興を図るべきと考えるが、その見解について伺います。

文化庁は、現在、国際文化交流、国際貢献として、国内外の芸術家の交流を支援するアーティスト・イン・レジデンス事業、以下、AIRと言いますが、これを行っています。これは、アーティストを一定期間招聘し、アーティストはその場所に滞在し、創作活動や地域の人々との交流を図りながら作品制作を行っていく事業です。国内では、単にアーティストの育成や支援だけではなく、空き家、商店街の空き店舗を活用した地域の振興や、人々との交流により、地域活性化の役割も求められています。AIRは、国内には現在、60以上の拠点があり、規模、分野、活動内容もさまざまであり、多様性を内包し、異なる文化環境での創作活動を行うための国際的移動及び国内移動を支えるシステムでもあります。

アート、文化芸術は社会をデザインする力を持っており、それは社会課題の解決や新たな価値を創造する力にもつながっていきます。価値創造型の一例として、日本で生まれた点字ブロックがあります。これは、視覚障がい者の移動を助ける課題解決型であると同時に、グローバルスタンダードの記号として、世界に広がった価値創

造型の社会デザインでもあります。アートを通じて、地方が抱える過疎化や高齢化などの社会的課題を可視化した例もあり、また、A I Rをきっかけに、地方が抱える人口減少問題の解決の糸口でもある移住や定住に結びついた例も見受けられます。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大が続き、いまだ終息のめどが見えない中、感染者数が世界中で6,650万人を超えています。観光庁が発表した7月から9月期の日本人の国内旅行消費額は、前年同期比56.3%減の2兆9,241億円、旅行者数は49.4%減少の延べ8,574万人となっています。Go To トラベルの効果もあり、感染拡大後に最も落ち込んだ4月から6月期の約3倍まで回復に至りましたが、感染第3波によるコロナ禍の長期化を受け、本市においては、宿泊業の売上高は前年同期比7割から8割減少し、観光産業は深刻さを増しているのが現状です。

一方、文化芸術分野に与えた打撃も大きく、ぴあ総研の調査によると、ライブ、エンターテインメントの損失額は3,300億円以上と試算され、本市においても同様に多くのイベント、公演、展示などが中止や延期に追い込まれました。それに伴い、アーティストや技術者、制作者なども含めた関係者も損害をこうむり、創作発表の機会の喪失、活動の再開に至っていないなど、コロナ禍の影響はいまだ長期に及んでいます。

こういったコロナ禍を背景に、現在、感染リスクを考え、都市から豊かな自然環境に恵まれた地方への関心も高まってきており、ワーケーションやアーティストの創作活動の場の移動など、短期滞在を契機に移住を考える人もふえてきています。短期滞在したアーティストは、地域に住む人々との交流と自然によるインスピレーションから受ける創造力やデザイン力により、新たな価値とアイデアが反映された地域ならではの商品や作品を生み出す可能性も秘めています。

先が見えないコロナ禍であるからこそ、新たな領域に挑戦し、アーティストの短期滞在を伴う創作活動と、地域の人々との交流を図る文化芸術の取り組みであるアーティスト・イン・レジデンス、A I Rを積極的に取り入れ、関係人口増と地域や文化の振興を図るべきと考えます。

2件目は、東大演習林を活用した既存の森林学習プログラムに加え、よりグローバルな視点としての森の働きの重要性を考えるため、SDGsとの連動性もあわせて学習するべきと考えるが、その見解について伺います。

現在、本市における環境教育は、第3次学校教育中期計画及び総合戦略に基づく個別戦略として、市内小・中学生を対象に、地域資源である東大演習林を活用した森林学習プログラムを用いた森林環境教育を行っています。森の中を歩き、動植物などを題材に、そこにすむ生き物

マップづくりやオリエンテーリングなどを行うこのプログラムは、2016年に本市と東大演習林の間にて締結された地域交流協定によるものです。

このプログラムは、東山地区の神社山自然観察路3キロをフィールドに、体験学習を通して、森の働き、生き物と環境のかかわり、東大演習林の森づくりや環境保全等について理解を深めると同時に、子供たちの探求能力、郷土愛を育むことも目的とされています。

演習林では、1957年から、森林の持つ複雑な仕組みを大きく変えないという元東大演習林林長、故高橋延清氏が提唱した管理方法である林分施業法をとり、演習林を幾つかの施業地区に分け、各林分で徹底した調査と手入れを行い、10年、または20年ごとに適切な伐採をし、常に状態のよい天然林を保っています。この方法を実践したことにより、演習林は現在まで永続的に理想的な森林環境を維持しており、天然記念物のクマゲラなどがすむこの森は生物多様性の宝庫でもあり、世界に誇れる森林となっています。

森林は、環境を維持する公益的機能と木材を生産する経済機能の二つをあわせ持っており、これからのコロナ禍の社会においては、経済機能と環境機能の両面を統合的に考えていくことがますます重要となってきます。2018年4月に閣議決定された第5次環境基本計画によると、「環境教育・環境学習についてはE S Dの考え方を踏まえ、環境教育等促進法及び同法により国が定める基本方針に基づいて持続可能な社会づくりの担い手として必要な資質能力等を着実に育成する」とあります。

E S Dとは、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育で、現在、世界中で新型コロナウイルス感染症の蔓延、環境破壊、貧困、気候変動、自然災害など、地球規模の課題が増大する中、持続可能な社会の構築に向けた取り組みがますます重要となってきています。E S Dは、地球規模の課題を自分事として捉え、一人一人が主体的に身近なところから取り組むことにより、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

E S Dと、国連が定めた世界共通の目標でもあるSDGsは、密接に関連しており、教育はSDGsの目標4に位置づけられ、全ての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進するとされています。新学習指導要領の全体において基盤となる理念でもあるE S Dは、目標4の中のターゲット4.7に記載されており、我が国においては、2018年6月に第3期教育振興基本計画が閣議決定され、E S Dやユネスコスクールに関する施策も記載されています。

教育は、全てのSDGsの基礎であり、全てのSDGsが教育に期待しているとも言われ、持続可能な社会の担い手づ

くりを通じて17のゴール全ての達成に貢献するものです。SDGsは、人類共通の目標を明確化する方法の一つでもあり、また、人類共通のグローバルな目標であるとともに、それを意識してESDの活動に取り組むことは、地域に根差した身近な活動が世界につながり、地球規模の課題解決に貢献することにもなります。

近年、命の宝庫と言われる森林が、地球温暖化に伴う記録的な大雨や少雨などが原因で大規模な山火事につながり、森林面積が地球上から次々と失われ、多くの動植物が絶滅の危機にさらされていると言われています。すみかを失った野生動物が人の生活空間に近づき接触する機会がふえており、動物から人に感染する人獣共通感染症と呼ばれる動物などを宿主とするウイルスや細菌が伝播しやすくなり、鳥インフルエンザや新型コロナウイルスもそのうちの一種とも言われています。森林には陸上の生物の80%以上が生きており、この森を守り、生物の多様性を保つていこうとするのがSDGsの15番の目標です。

環境問題や環境教育は、地域の課題や取り組みをグローバルな視点として捉えることが重要であると思います。森林学習プログラムにより学ぶ、演習林が行っている林分施業法による持続可能な森林経営と、環境保全、生物多様性の維持と循環という森が果たす公益的機能を世界共通のグローバルな目標であるSDGsとの連動性を持って学習することは、地域に存在する世界に誇れる東大演習林の存在と価値を再認識する上でも非常に重要であると考えます。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

家入議員の御質問にお答えします。

1件目の文化芸術の取り組みについてのアーティストなどの短期滞在を伴う関係人口増に向けた取り組みについてであります。現在、日本国内では60以上のアーティスト・イン・レジデンスの拠点があり、各地域においては、国内外の芸術家などが一定期間滞在することにより、さまざまな創作活動を通して交流が生まれているものと認識しております。

本市では、市民の文化芸術活動の拠点として新たに文化ホールの建設を進めており、あわせて、将来の文化芸術活動の指針となるべく、文化芸術振興条例についても検討を始めているところであります。

アーティスト・イン・レジデンスの取り組みにつきましては、先進事例の調査などを行いながら、今後の文化芸術振興の取り組みの中で、関係人口の拡大に向けた環境づくりともあわせて議論の参考とさせていただきます。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続けて、御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

○教育委員会教育長（近内栄一君） -登壇-
家入議員の御質問にお答えいたします。

2件目の森林学習教育におけるSDGsについての東大演習林などを活用した森林環境教育とSDGsとの連動性についてであります。平成28年度から本市が導入している森林環境教育は、東京大学北海道演習林と北海道教育大学旭川校の協力による本市独自の森林学習プログラムを策定し、市教委が実施する指導者養成研修を受け、認定された森林学習サポーターの協力により実施しております。

新学習指導要領においては、持続可能な開発目標、SDGsの考えを取り入れた持続可能な社会のづくり手の育成が教育目標として掲げられ、各教科において関連する内容が盛り込まれていることから、森林学習プログラムにおいてもその考えを取り入れた構成としております。

次代を担う子供たちは、森林環境教育、学習活動の場として東大演習林の中に入り、森の植生を実際に体感することを通して、本市には多種多様な木々や動植物が共存している豊かな自然環境があること、森林は長い年月をかけてつくられていること、森林は人々の暮らしにさまざまな恵みをもたらしていることなどを学ぶとともに、自然環境や環境保全についての関心や探究心を育み、生命を尊重する心が養われていると考えており、今後も内容の充実とより多くの学校が参加しやすい方法を検討してまいります。

また、本市には、東京大学演習林だけではなく、鳥沼公園、太陽の里、ふれあいの森など、豊かな自然環境を学ぶことができる身近な学習の場が数多くあることから、さまざまな機会にSDGsの推進が図られる教育活動の充実にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 再質問ございますか。

10番家入茂君。

○10番（家入茂君） それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、1点目は、アーティスト・イン・レジデンス、AIRを積極的に取り入れ、関係人口増と地域文化の振興を図るべきと考えるがについてお伺いいたします。

先ほどの市長の答弁ですと、議論の参考とさせていただき、そのような御答弁だと思いましたが。アーティスト・イン・レジデンスというのは、地方がアーティストを招聘しまして、そこに行き短期滞在をしながら創作活動をする、その創作活動以外に、地域の人々と交流を図っていく、そのようなシステムでもあります。

現在、コロナ禍において公演が中止、自粛となっております。文化に触れる機会が市民の方たちは非常に少なくなっているのかなというふうにも認識しております。

そういう現状でありますから、アーティスト・イン・レジデンスというものを取り入れまして、文化施設の活用と地域文化の振興を図る、そういったことを検討するのでしょうか、そういうことを考えていくということを早急にやられてはどうかと思うのですが、その辺、お答えください。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市民生活部長山下俊明君。

○市民生活部長（山下俊明君） 家入議員の御質問にお答えいたします。

いま、御質問にありましたように、アーティスト・イン・レジデンスの活動については、文化庁のほうで取り組んでいる事業というふうにとめております。

こちらの事業につきましては、過去には自治体が運営主体となっている事業もあるわけですが、令和2年度に関しては、主たる事業者が自治体というのではないということで、市民活動レベルのNPO法人ですとか、いろいろな団体が事業者となって事業を行っているところです。

いま、こういうコロナ禍において、文化を軸として地域交流ですとか文化振興というお話がありましたので、先ほど市長答弁にもありましたように、現在、文化芸術振興条例の検討に向けてということで、11月から検討懇談会という場を設けて文化芸術の条例制定に向けた議論を委員の皆様をお願いしているところです。

また、総合計画の策定に当たりましては、総合計画基本構想の中に、ひとのWA!というのがありまして、その中でも関係人口増に向けたいろいろな切り口からの取り組みというのが議論されている最中でございますので、その議論の中で、このアーティスト・イン・レジデンスという文化庁の事業そのものについて、いま取り組むというところは、実際、なかなか難しいところではありますが、この事業の考え方というものについては、これからのまちづくり、関係人口増に向けた取り組み、また文化の振興について非常に参考となる事業でございますので、議論の参考とさせていただきますという回答をさせていただいたところでございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

10番家入茂君。

○10番（家入茂君） 議論の参考とさせていただきますということですね。そうすると、当然、文化振興条例においても、そういった議論の中でされるのかなというふうには思うのですが、そうすると、文化振興条例はいつ策定になるのかということになりますね。例えば、来年とか再来年度をめどにやるということであれば、いま、私が言ったアーティスト・イン・レジデンスというものの自体は、早急にとり行われるということではなくて、1年後、2年後ということになりますので、その辺の期

間的なもの、そういった予定等がありましたら教えてください。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市民生活部長山下俊明君。

○市民生活部長（山下俊明君） 家入議員の再質問にお答えいたします。

いま、文化芸術振興条例の検討懇談会ということで11月から議論を行っておりますが、年度内には一定程度の方向を出す予定で議論を進めております。先ほどありました文化ホールが令和4年に完成いたしますし、文化振興計画というのが社会教育計画の中に入っておりますので、そこも今後の富良野の文化芸術振興の柱となるような指針が必要だろうということで議論しているところです。

アーティスト・イン・レジデンスという特定の事業については、その中で、取り入れるかどうかは今後の議論次第になりますけれども、その考え方はですね。芸術家の方が、必ずしも文化庁の補助事業ありきではなくて、富良野は、昔から著名な方が富良野に移住されてきて、当然、関係人口がふえたりしてしまっていて、いままでもいろいろな方が富良野に来て輪を広げていただいているという実績があるまちだと思っております。ですから、そういうことも参考にしながら、どういった形で文化振興していくのか、どういった形で関係人口をふやしていくのかというのは、文化庁のこの事業もありますし、そうした検討もそこでの議論の中でさせていただきたいということです。アーティスト・イン・レジデンス事業そのものについても、やる、やらないという議論につきましては、今後の議論の中での検討になるかと思えます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

10番家入茂君。

○10番（家入茂君） わかりました。

アーティスト・イン・レジデンスの事業については、今後それをやるかどうかについては、その議論の中で決定していく、そういうようなお話でありました。

アーティスト・イン・レジデンスというものの自体は、日本国内のアーティストと海外のアーティストという両面を捉えまして文化交流を図っていく、そういうものというふう考えております。ですから、当然、そのエキスとしまして、日本国内のアーティストだけではなくて、海外のアーティストもという、そういったエキスの中で文化振興条例のほうも検討されてみてはというふう思うのですが、その辺、どのように考えているのか、お知らせください。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市民生活部長山下俊明君。

○市民生活部長（山下俊明君） 家入議員の再々質問にお答えいたします。

いま、質問にありましたように、海外のアーティストも含めてということになりますと、発信の仕方にもよるのかと思いますが、富良野では、事業の取り組み方、体制づくりも早急に整えてということになるかと思いますが。いますぐ、海外のアーティストの方を招聘できる体制ということでは、いま、行政のほうとしてはなかなか成熟しておりませんので、市民の方で、海外の芸術家の方とのつながりがあるとか、コネクションがあるとか、そういった方が富良野に興味を持っていらっしゃるという情報があれば、お寄せいただければ、それはそのときにまた考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

10番家入茂君。

○10番（家入茂君） わかりました。

アーティスト・イン・レジデンス、AIRについては理解しました。議論の中で、私はぜひ取り入れていただきたいと思っております。

次に、2件目に移りたいと思います。

東大演習林を活用した環境教育におけるSDGsとの連動性について伺います。

先ほどの答弁によりますと、2020年度から小学生を対象に導入されております新学習指導要領の中でSDGsというものも取り入れられていると。そういったことでありますから、当然、森林環境教育の中でもSDGsとしての取り組みも行っていく、そういうような御回答だったと思います。

いま、具体的に、東大演習林を活用しまして森林学習プログラムというものを実施しているわけですから、そのプログラムの中のSDGsというものの位置づけと云うのでしょうか、それをどのように学習させていくのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 家入議員の再質問にお答えいたします。

森林環境教育の中で、このSDGsをどのように取り入れていくかということでございます。

これにつきましては、先ほどの家入議員の質問の趣旨の中にもありましたように、SDGsの17の目標の中での15番、陸の豊かさを守ろうという部分にも相当してくるのだというふうに思います。森というものは、やはり、長い年月をかけてでき上がっていくものでありますし、またさらに、その中にすむ動物、植物、そういうものを見て感じ、富良野の豊かさというものを学んでいくものだと思います。

やはり、今後もそういうものを残していく、そして、将来につなげていくということが、環境を守っていく、

陸を守っていく、森林を守っていくということにつながっていくと思われ、そういうことに現実にも取り組んでおりますので、そういうものをさらにSDGsとつなげるのだよというようなこともきちっと説明する中でSDGsとの連動性、関係性というものを強めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

10番家入茂君。

○10番（家入茂君） そうすると、SDGsとの関連性に関しまして、いま、北海道が、道の事業としまして、令和3年度新規環境教育「フロンティアキッズ育成事業」というものの募集をかけております。こちらは、次代を担う小学校5年生を対象に、SDGsの視点を活用した環境教育を行うということになっております。ぜひ、このプログラムといいますか、この事業の募集をかけてみてはどうかと。当然、東大演習林というのは非常に世界的に誇れる地域の宝であり資源でありますから、そこで小学生はこういう学習プログラムで勉強しているのだと、そういうプログラムを、ぜひ、北海道のほうに出しまして、募集をかけてみてはどうかと思うのですが、その辺をお伺いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 家入議員の再々質問にお答えいたします。

いま、北海道のほうで取り組まれているフロンティアキッズの事業の中に、この森林学習プログラム等々も提案していくべきではないかということでございます。

これにつきましては、北海道の考え方もあると思われ、まずは、本市においてはこの富良野の豊かな地域資源であります東大演習林を活用した独自のプログラムをいま行っておりますので、富良野としては、まずそれをやって、今後も続けていくという部分が必要であります。また、北海道に対しても、富良野でもこういうようなプログラムがありますよということは御紹介できますので、その部分は伝えていくことはできますので、していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、家入茂君の質問は終了いたしました。

散 会 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明10日、11日及び14日は議案調査のため、12日、13日は休日のため、休会であります。

15日の議事日程は、当日御配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時50分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 12 月 9 日

議 長 黒 岩 岳 雄

署名議員 佐 藤 秀 靖

署名議員 大 栗 民 江